

摂津市議会

民生常任委員会記録

令和5年3月13日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

3月13日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査-----	3
質疑（藤浦雅彦委員、増永和起委員、松本暁彦委員）	
議案第6号の審査-----	60
質疑（森西正委員、増永和起委員、藤浦雅彦委員）	
議案第4号、議案第12号及び議案第28号の審査-----	62
質疑（南野直司委員、森西正委員、藤浦雅彦委員）	
散会の宣告-----	78

民生常任委員会記録

1. 会議日時

令和5年3月13日(月) 午前10時 開会
午後5時8分 散会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 香川良平 副委員長 松本暁彦 委員 藤浦雅彦
委員 南野直司 委員 森西正 委員 増永和起

1. 欠席委員

なし

1. 説明のために出席した者

副市長 奥村良夫
生活環境部長 吉田量治
保健福祉部長 松方和彦 同部理事 荒井陽子
生活環境部次長兼自治振興課長 丹羽和人
同部参事兼環境業務課長 安田信吾
保健福祉部参事兼生活支援課長 木下伸記
同部参事兼国保年金課長 谷内田 修
市民課長 森口雅志 文化スポーツ課長 妹尾智行
産業振興課長 鈴木 誠 農業委員会事務局長 山下 聰
環境政策課長 菰原知宏 環境センター長 三浦佳明
保健福祉課長 浅尾耕一郎 高齢介護課長 真鍋伸也
障害福祉課長 飯野祐介 高齢介護課参事 細井隆昭
国保年金課長代理 畑原陽介

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 橋本英樹 同局書記 米山大輝

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 令和5年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 令和4年度摂津市一般会計補正予算(第9号)所管分
議案第 6号 令和5年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算

- 議案第 4 号 令和 5 年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議案第 12 号 令和 4 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 28 号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○香川良平委員長 ただいまから、民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、藤浦委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

先日の藤浦委員の2回目の質問に対する答弁を求めます。

浅尾課長。

○浅尾保健福祉課長 2回目のご質問、保健福祉課に係ります4点のご質問のうち、3点について答弁をさせていただきます。

まず、5番目のご質問で、孤立・貧困の取組、また、災害ボランティアの取組ということでございました。

社会的孤立や貧困をつくらないまちづくりに向けましては、社会福祉協議会のみならず、生活支援課や教育委員会など様々な支援関係者が関わり、継続的な支援を行っていくことが重要であると考えております。

現在取組を進めております重層的支援体制の整備におきまして、制度のはざまにおられる方の支援、自ら声を上げることが難しい方の支援につきましては、大きなテーマの一つであるというふうに考えておりまして、支援体制整備の議論の中で具体的な取組へとつなげてまいりたいと考えております。

それから、災害ボランティアセンターについてでございますけれども、災害時にボランティア活動が有効に機能するためには、平時のボランティア活動におけるネットワークづくり、ノウハウの蓄積、顔の見える関係性づくりが大変重要になるというふうに考えております。日々のボランティアセンターの取組をさらに活発化して

いくことで、防災時のボランティア活動に充実、さらには災害ボランティアセンターの設置につなげることができるよう、社会福祉協議会や防災危機管理課などと引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

6番目のご質問で、民生委員の確保の問いでございました。これまでも民生委員の方々とは意見交換も行いながら、負担軽減に向けた取組として、出席する会議の精査ですとか、イベントの効率化、省力化などに取り組んでまいりました。また、より多くの民生委員を確保することが、結果としてお一人お一人の負担軽減につながることから、就労されている方でも民生委員を担っていただきやすい環境の整備などの対応についても意見交換を行い、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

15番目のご質問でございました、带状疱疹ワクチンの定期接種のお問いでございます。带状疱疹予防ワクチン接種につきましては、現在のところ定期予防接種の対象疾病とはなっていない状況でございます。希望される方の任意接種となるため、接種費用につきましては自己負担をいただくこととなります。現在、国によって定期接種化の議論を行っているワクチンについて、この中に带状疱疹予防ワクチンが入っております。

そのような検討状況でございますので、令和5年度につきまして助成を予定しているわけではございませんけれども、本市としましても、国の動向を今後も注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 荒井理事。

○荒井保健福祉部理事 質問番号22番、健康せつつ21推進事業についてのご質問にお答えいたします。

摂津市の健康施策は、ご承知のとおり、健康増進計画「まちごと元気！健康せつつ21」に基づき実施しております。STOP MIキャンペーンやCheckFASTなどの啓発事業、また、ウォーキングコースや健康遊具の設置、健幸マイレージなど、特色のある取組も進めてまいりました。令和5年度から第3次となる計画の策定に取りかかってまいりますが、これまでの取組を振り返り、まさに藤浦委員がおっしゃった、結果の出せる取組を進めていくことが重要であると考えております。

第2次計画期間内において、やはり大きな変化は健都の誕生でございます。ハードの整備がほぼ完了し、令和4年度から産学官民の連携についての動きが加速しております。国立循環器病研究センターや国立健康・栄養研究所といった研究機関との連携協力により、市民の皆さんの現状を深く分析し、その結果を踏まえて健康寿命の延伸に向けた有効性の高い事業を展開していきたいと考えております。

○香川良平委員長 次に、細井参事。

○細井高齢介護課参事 高齢介護課に係る3点でございます。

まず、7番目のご質問です。

ライフサポーター業務の体制強化につきましては、平成28年度に2名の増員により現行体制で実施しておりますが、2025年問題が目前に迫る中、見守りを必要とする方が今後さらに増加すると認識しております。令和5年度も引き続き5名体制と考えておりますが、このような状況も踏まえまして、見守りをより一層進めていく上での効果的な取組について、体制の在

り方を含め、高齢者施策全体の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、8番目、加齢性難聴でございます。令和2年度、国の研究機関において、適切に補聴器を導入することで認知症の発生を軽減する可能性があるとの報告がされているものの、難聴との因果関係については判明しておらず、国において引き続き補聴器による認知機能の低下と予防効果を検証するための研究が行われている状況でございます。

結果につきましては、令和4年度中に取りまとめた後、公表される予定となっておりますので、こちらの動向を注視しつつ、令和3年度より行っております助成制度創設について国への要望を続けてまいりたいと考えております。また、大阪府下では、令和4年1月より制度を創設された貝塚市のほか、令和5年度より泉大津市が実施を予定していると聞いておりますので、こちらの先進事例での効果なども情報収集について努めてまいりたいと考えております。

次に9番目、民間賃貸住宅家賃助成でございます。高齢者世帯民間賃貸住宅の家賃上限額は、国の住宅・土地統計調査における、高齢者が生計中心である世帯の家賃平均額、65歳以上世帯の1か月当たりの家賃、摂津市におきましては4万6,207円、こちらの額を参考に設定しており、現段階では制度の拡充は考えておりません。

しかしながら、本制度は高齢者が安心して住み続ける上での生活の基盤となる住まいの確保策と重要な取組であると考えておりますので、今後もしできる限り継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 次に、飯野課長。

○飯野障害福祉課長 障害福祉課に係ります、11番目の障害者への合理的配慮の提供に関する市職員への取組でございます。

平成28年に障害者差別解消法が施行され、地方自治体に障害者への合理的配慮の提供が義務づけられました。それを受けまして、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について定める、「摂津市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」を制定いたしまして、平成29年には職員研修を開催し、周知と徹底を図ってまいりました。その後は、新規採用職員に対する人権研修の一環として研修を実施しておりますが、近年では全庁的な研修を開催できておりません。

合理的配慮の提供を含め、障害者に対する理解の促進や啓発は、地域共生社会の実現に向け非常に重要でございます。まずは、市職員が率先できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 菰原課長。

○菰原環境政策課長 環境政策課に関わります16番目の再度のご質問、アライグマ対策に関してお答えいたします。

委員からご紹介がありましたとおり、市内各地でアライグマの目撃情報があり、農作物の食害や住宅への侵入といった被害の発生から、処理の必要性を認識しております。そのため、市広報紙を通じた注意喚起を促すとともに、大阪府が策定した、大阪府アライグマ防除実施計画に基づき、大阪府、市、市民の役割分担の下、捕獲並びに措置を行っているところでございます。

計画では、捕獲は市民の役割となっておりますことから、市民への檻の貸出し等を

通じて市民協力の下、捕獲並びに措置について今後も推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 質問番号23番、食品ロスの今後の展開に関するご質問でございます。

食品ロスの削減に向けた取組では、これまで「全国おいしい食べきり運動ネットワーク」との協働により、おいしい食べきり運動、3010運動などを展開し、また、令和元年度の食品ロス削減法が施行して以降は、市民団体との共催で食品ロス削減のパネル展やフードドライブを実施してきたところでございます。

今後につきましても、同事業を継続させるとともに、委員がおっしゃいました「小盛りメニュー」、そういったものなど飲食店や事業者などと連携した食品ロス対策について新たな展開を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 次に、丹羽次長。

○丹羽生活環境部次長 質問番号25番、市民ルーム・フォルテ管理事業に関連しまして、市民活動拠点としての考えはないのかというご質問にお答えしたいと思います。

現在、中間支援的機能は自治振興課がなっておりますが、中間支援組織については必要性を十分認識しており、市民公益活動団体とのコミュニケーションを深め、中間支援組織を行うための基盤を形成するとともに、担える人材の発掘、育成、組織化、また、運営方法等について研究を進めているところでございます。

他市の中間支援組織等の支援活動を見

ますと、市民活動拠点を整備しての支援をされていることは承知しているところでございます。そのような事例も踏まえ、本市においてどのような運営方法、支援方法がベストなのか、そのような事例も視野に入れて検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 次に、奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、各施設の修繕料とFMの関係について、私から答弁させていただきたいと思っております。

FMにつきましては、総務建設常任委員会の範疇とはなりますが今回、身体障害者・老人福祉センター、それから、斎場、温水プールの修繕料を予算計上しております、ご指摘のとおりFMとは密接に関係してまいります。

まず、FMの考え方について説明させていただきたいと思っております。

高度成長時代に人口増加、それに伴いまして施設のニーズの拡大を背景に、次々と公共施設が整備されてまいりました。数十年に及ぶ経年劣化で老朽化が進行、公共施設の建て替え及び道路橋梁、上下水道施設等のインフラの更新の問題が喫緊の課題となってまいりました。

特に既存施設の安易な建て替え、新築は多額な費用を要することから、様々な延命策を講じて長く活用すること、いわゆる施設の健康寿命の延長が財政的にも有利というふうに考えております。

施設建設に際しましては、従前は往々にして単一機能、単一施設が当然視されておりましたが、これからはやはり多機能型施設、それから、複合化が主流になってくるものと考えております。

また、過去に建設されました、いわゆる

箱物は省エネビル、あるいはバリアフリー、あるいはユニバーサルデザイン等の対応も当然課題がございます。特に市民利用の施設については、時代に即した行政サービスの質の維持・向上と両立させる視点も重要であるというふうに考えております。例えばなんですが、図書館を例に引きますと、本の貸し借りの機能は当然ではございますが、近年の利用形態はカフェ併設による滞在場所、あるいはくつろぎ場所としての機能も期待されております。

そのようなことで、施設の長寿命化を基本としつつも、建て替えについては総合的な判断が必要と考えております。施設建設の経過年数によって一律に優先度を定めるものではなく、やはり過去の維持補修はどのような手を加えたのか、そのことで長寿命化が図られるのか、今まで維持補修が不十分で、大規模改修をすべきか等、検討がやはり必要になってまいります。

今回、身体障害者・老人福祉センター、斎場、温水プールの修繕については、原課の判断のみならず、FM担当部局と今後の対応も含めて十分に協議した結果でありまして、特に雨水による躯体が劣化することのないように、今回、早期に維持補修をすることで長寿命化が図られるものと判断して、予算計上しております。

施設個々につきましては、毎年施設の状況を確認しながら、FM部局と原課との協議がベースとなって対応することになってまいります。

続きまして、葬儀会館「メモリアルホール」の件についてご答弁申し上げます。

話は少し変わりますが、「村八分」という言葉があります。これは、秩序を乱した者に対して残り2分以外の8分において、村社会から個人を排除するというこ

とが言われております。それでは、残り2分ということになります。それは火事とお葬式というふうに言われております。

以前は隣近所の助けを借りまして、お寺や自宅での葬儀が大半でございましたが、だんだんと市街化されてきますと、狭小な住宅事情もあり、自宅で営むことは困難となり、専門の葬儀場で葬儀を行うことが当たり前となってまいりました。

摂津市におきましては、メモリアルホール開設前は、市内に民間の葬儀場がなく、近隣の集会所や隣接市の民間葬儀場で数多くの葬儀が営まれてまいりました。特に集会所での葬儀は、柩や参列者が道路にあふれ通行の妨げとなり、路上駐車等苦情が絶えないことから、葬儀会館の建設要望が寄せられ設置されたものと理解しております。

ここ数年前から一般葬から家族葬が中心となり、特にコロナの関係で身内だけの葬儀が中心となり、中には直葬なる形態も出てまいりました。このようなことから、民間では、それらをターゲットに小規模の葬儀場が数多く開業されるようになりました。摂津市におきましても、建設計画11件を含めまして、現在5か所の民間葬儀場があるということがございます。

そのような影響だと思っておりますが、メモリアルホールでは、平成19年度の利用件数は337件でございました。年々それが低下して、令和3年度では159件と5割以上減少しております。

もちろん民間にできることは民間に、が基本とは思いますが、公営の葬儀会館は住民のために開設された場所であり、基本的には市外利用者よりも安く利用できるというメリットはございます。どうしても高くなりがちな葬儀費用から、民間葬儀場と

の費用比較、あるいはサービス面において、もっと研究する余地があるのではないかと感じております。

いずれにいたしましても、公営葬儀場の撤去云々につきましては、まだまだ結論づけるには早計と考えております。

以上です。

○香川良平委員長 3回目をお願いいたします。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 おはようございます。それでは、3回目になります。ほとんどは要望にしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

この期間、しっかりと考えていただいて答弁いただいたと思っておりますので、ありがとうございました。

5番目、社会福祉協議会の関連です。社会福祉協議会の立場、責任と申しますか、これはますます重くなってくると私は認識しております。先ほど答弁いただきましたように、地域福祉計画としての貧困対策、重層的支援であるとか、これから取り組んでいけないといけない部分が全部社会福祉協議会に関連している。当然庁舎としても取り組みますけれども、地域の一番実行部隊、そういう立場にある以上、社会福祉協議会は外せない存在と思うんです。それは全く同じ認識だと思うんです。一方、災害においては中心拠点にもなる。災害ボランティアセンターとしての機能も重視されています。社会福祉協議会の強化は待たなしでやっていけないと思っております。

今の状態で十分かと言ったら、決してそうではないと思うんです。やっぱり何かの支援をして、社会福祉協議会の強化を図っていくことが極めて重要と私は思ってい

ます。かといって、急にそんなに変われるものではないので、地道な取組と支援を続けていかないといけないと思うんです。具体的に言いますと、人、もの、金になると思うんです。ぜひもう一回、社会福祉協議会を今後どう位置づけして、強化、支援していくのか、副市長からもう一回、力強い御答弁をお願いします。

6番目、民生児童委員協議会の関係です。4月1日で26名の欠員ということ。何とか欠員を埋めるために様々に制度を変えたり、協議をしたりとかしてやっていくということ。恐らく担当者の方も、情報収集やお願いとかで現場を歩いているとは思っています。その上で、この結果だと思うんです。これも顔の見える地域をつくっていく上では、民生委員は極めて重要な存在でございます。今後も本当に全力を挙げて、最大の努力をしていただきたい。また、議会からも民生児童委員推進委員を輩出している面もありますから、我々も一致協力をして、全員そろえられるように頑張っていくことで意識を合わせておきたい。これは要望です。よろしくをお願いします。

次に、7番目、ライフサポーターの業務委託関連です。2025年が一つの大きな山です。福祉についてはここが一つの天王山のような取組をやってきたわけです。それがもうまさに近づいてきている。全体的に見守りについてはしっかり検討していくということでした。そういう意味ではしっかりお願いします。

ライフサポーターが75歳になった方の全数訪問していただくことは、孤独・孤立防止の大きなきっかけになると思うんです。それから、おそれのある人とか、そういう人が浮き彫りになってくる。そうい

うことで大きな成果につながると思うんです。これは非常に大事な事業だと思しますので、ぜひとも体制強化も含めてご検討いただきたい。これも要望です。お願いします。

それから、8番目の補聴器購入補助について、高齢性難聴の方の分です。国でも協議が進んでいて、まだ結果は出ていないけれども、令和4年度末、もしくは令和5年度中ぐらいには何らかの答えが出そうということ。これは国の動向をしっかりと見据えながら、いち早く反応していただいて、年度途中であっても実施できるように要望しておきます。これも要望です。

9番目、高齢者の民間賃貸住宅補助です。前回の質問のときに例を出して申し上げました。そういう意味ではなかなか一部受けられない方がいらっしゃることも事実でございます。そういうこともしっかりと受け止めていただいて、平均的な家賃が4万6,000円で決めているんだということだけではなく、件数としては少ないのかもしれないです。そういう声にも耳を傾けていただき、全ての人が本当に利用していただける制度に、これはぜひとも検討いただきたい。一人も取り残すことのないようにお願いします。これも要望です。

11番目、障害者の合理的配慮についての研修です。職員について、全庁研修でこれからまたしっかり頑張っていくということで。これはなかなかそう簡単に1回やったから身につくというものではないと思うんです。私たちも個人的にはいろんなところで研修を受けました。やっぱり何回も積み重ねないと身につくこない、そういうものでもあると思います。職員が、さすがは職員だと言えるように、身につけていただき、何回も研修をしていただきなが

ら、合理的配慮についてしっかり消化できるように頑張っていたきたい。要望しておきます。その上に立って様々な事業に取り組んでいただくことが合理的配慮、障害者対策にもつながっていくことは間違いないと思いますから、よろしくをお願いします。

15番目、带状疱疹予防のワクチンについて、国でも検討はされているということです。国の動向をよく見ていただきながら、敏感に反応していただき、年度途中であったとしても対応していただくように要望しておきます。

16番目、アライグマに対する計画が、大阪府でつくっていらっしゃるということです。確保は市民の役割ということです。実際は、捕獲器、アライグマ用は1つしかなく、あとは猫のが三つ、四つあるんです。なかなか難しいです、僕もやってみましたけど、そんな簡単に捕れません。1週間やって捕れたのはイタチと猫が2匹で、なかなか本命は取れなかったです。やっぱり創意工夫、できたら職員も1回やってみて、コツやノウハウをつかんで、しっかり取り組めるように、市民の人にも伝えられる積極性のある取組をお願いしておきます。このままでは摂津市もアライグマだらけになってしまうと私は危惧しておりますので、よろしくをお願いします。これは要望です。

18番目、葬儀会館問題です。先ほど副市長から御答弁いただきまして、できた経緯、そのときは本当に必要であったと、これはもう間違いない事実です。その後、多くの利用があり、駐車場も後ろに用地を買ったというのも事実です。

しかし、時代の変化というのがあり、それもおっしゃっていただきましたが、だん

だん葬儀が小さくなってきている。近隣にたくさんの葬儀会館ができてきたことがあって、さらに減少することもあり得ということです。今までにも民間委託、民間譲渡を検討された経緯があります。やっぱりそういう考え方も今まであったわけです。そういうことも踏まえ、いずれかの時点では民間に委ねてもいいという、これは費用対効果の問題で、維持するにも多額の費用がかかっていきます。方針を変える勇気も必要だと思うので、これは恐らくFMも関連しての考え方だと思います。これもしっかり注視しながら検討していただいて、かじ取りをしっかりとお願いしたいことを要望しておきます。

健康せつつ21関連です。いよいよ次期計画が策定されるに当たって、結果の出せることを踏まえて計画をつくっていきたいという御答弁をいただきました。今度のもっと積極的に大胆に、そして戦略的な計画としていただいて、結果を出していただきたい。抽象的で申し訳ありませんが、要望しておきますのでお願いします。これも要望です。

23番、食品ロスに関連です。ごみ減量、これは大事な取組だと思ひまして、特にまだ手をつけられていない飲食店さんなんかのご協力を。先進的なことをやっている市では飲食店なんかにもお願いをして、飲食店からも出てくるごみは同じ焼却炉へ来ますから、そういう意味では、ごみ減量としてやられているところはあります。これは検討するということでしたので、しっかり検討いただき具体的に進めていただくようお願いをして、要望いたします。

次に25番目、市民ルーム・フォルテの今後の市民活動拠点としての検討についてです。前回の質問のときにも言いました。

決算のときにも言いました。ちょうど千里丘西のまちづくり、再開発が始まります。あちら側には大して公共施設がないんです。今までの議論の経過では、東側も同じように大規模改修をして、同時にこのまちをつくっていく中で、フォルテも改修するというのでございました。そうなっても、千里丘の駅の中で唯一貴重な公共施設としてここが残ってくるわけです。そういう意味では、ここを今後、市民活動拠点として発展させていきながら、活発に市民活動ができるような拠点を目指すことは非常に重要と思います。

この完成後、エリアマネジメントにも取り組んでいくということです。これは、恐らく管理される管理会社を中心になってやられると思います。それは管理会社だけでなく、市民活動とか市民団体が入ってきて、一緒にやることによって官民、そして市民と協働のエリアマネジメントになると思います。その拠点にしていくのがこのフォルテだと私は思っています。壮大な意見かもしれませんが、そういうところは共有していただいて、ぜひ一緒に目指していただきたいことを要望しておきます。

それから、最後にFMについて副市長から語っていただきました。当然内部では十分な協議をしながら担当課と協議していただいて、今回予算化されていることはよく分かります。

しかし、心配するのは、最初にも言いましたが、せっかく多額の費用をかけて修繕をしたのに、5年やそこらで統合ですといって壊されてしまうような予算であると、我々も賛成するのにクエスチョンなわけです。緊急性はあるとしても、その後10年、15年の施設の在り方については示し

ていただきたい。モグラたたきのような予算では駄目だと思うんです。そうならないためのFMだと思うのです。そういう意味では、FMの透明化をぜひとも要望しておきます。

代表質問でも申し上げましたけれども、中間報告でこの予算をつけるのであれば、事前に方向性としてこうしていきますと。今回、こういう予算を出していきますと透明化をしていきながら、5年たったら造り替えではなく、それぞれの建物によって時期も違うし、耐用年数も違うわけで、刻々と動いているのです。こう動いていますよという報告をぜひともFMから議会にしていいただきたいことを強く要望しておきます。お願いいたします。

○香川良平委員長 答弁をお願いいたします。

奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、社会福祉協議会のいわゆる強化というんですか、市との関わり、これについて私から答弁させていただきたいと思います。

我々の目的そのものは、やはり市民福祉の向上になります。その市民福祉の「福祉」なんですけれども、従前、言われていますように、例えば児童福祉とか、母子福祉とか、あるいは身障福祉、知的障害福祉等々ございます。そういう狭い範囲での福祉ではなしに、やはり広く、市民福祉という分を「市民の幸福」というふうに読み替えたほうがいいんじゃないかと思っております。そういう分では、そういう福祉部門だけではなく、やはり教育とか、スポーツとか、あるいは文化等々につきましても、やはり地域をどう盛り上げていくのかが一番大事なことと思っております。

そんな中で、地域福祉のために活動して

いただいているいわゆる自治会とか、NPO、それから各種団体の皆さん方、それぞれ活動していただいているんですが、やはりその中には一定の制約もあろうかと思っております。そういう中では、市民の皆さんと市をつなぐパイプとしては、やはり社会福祉協議会は大きな責任を、あるいは役割を担っているのではないかなと思っております。そういう中では、やはり社会福祉協議会のほうにしっかり頑張ってくださいというの、我々の強い気持ちでございます。

それと、先ほど委員が「人、もの、金」とおっしゃってました。確かに社会福祉協議会は、やはりそういう資源がなければ活動ができません。その中で「もの」、それから「金」については、今は財政的な制約はありますけれども、やはり市が中心となってバックアップをする。あと、社会福祉協議会については、各団体とか、いろんな地域住民を巻き込んでいただいて、やはり「人」の組織化というのは社会福祉協議会に担ってもらわなければならないと思っております。

今後、十分なことができているとは思っておりませんので、地域福祉のために社会福祉協議会と手を携えながら、何ができるのかというのを絶えず模索していく必要があると思っております。

以上です。

○香川良平委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ありがとうございます。社会福祉協議会は本当に大事な立場であることについては、重々共有していただいていると思うんです。特に社会福祉協議会の内部の人材育成は、本当に急がれていると私は思っています。すぐに人材が育つかというものでもないし、こっちから誰か

送り込んだからといって、それで事足りるわけでもないのです。やっぱり時間もかけて、社会福祉協議会の内部の人材育成をしっかりとできるように、市も非常に難しいですけれども、していかないといけない大きな課題があると思っております。これは共有させていただくことにしときたいと思います。

以上をもちまして、質問を終わります。

○香川良平委員長 藤浦委員の質問が終わりました。

ほかにございますか。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、一般会計を質問させていただきます。

予算概要に基づいて行います。

質問番号1番、28ページ、コミュニティセンター管理事業、自治振興課です。

(仮称)味生コミュニティセンターの大きなスケジュールは前回答弁されてきました。今年度の不動産鑑定や土地取得、基本設計等のもう少し詳細なスケジュールについて教えていただきたい。

不動産鑑定については1者だけなのか、土地の鑑定や購入に当たって土壌調査を行うのかも教えてください。

また、(仮称)味生コミュニティセンターをこれから造っていくに当たって利用料を安くすることもお願いしてきました。それとともに別府の料金も引下げを要望してきたわけです。だんだん近づいてきていると思いますが、どうするのか教えていただきたい。

質問番号2番、34ページ、住民基本台帳事務事業、市民課です。

住民基本台帳法では、個人情報保護の観点から、台帳の原則非公開を定めています。第11条では閲覧のみを認めています。撰

津市は、2016年から本人に知らせることなく自衛隊へ若者の名簿提供をしています。その状況について、また、今回名簿提出の時期が年齢で違うようですが、説明をお願いいたします。

除外申請制度を昨年から始めました。今年も申請期間も変更しているようですが、それについても併せて説明していただきたい。

質問番号3番、34ページ、個人番号カード交付事業、市民課です。

マイナンバーカードの申請交付数及び比率について教えてください。また、窓口留め置き数、廃棄数についてもお願いいたします。廃棄の基準についても教えてください。申請数と交付数の差が大きくなってきていると思うんです。その要因は何かについても教えてください。

簡単に申請できるようになってきていると思います。一方で、交付は本人が受け取りに来ないといけない原則になっています。本人が取りに行けず、交付を代理人にしてもらえる場合はどういう場合でしょうか。代理人交付の内容について説明してください。

次に、40ページ、体育施設維持管理事業、文化スポーツ課です。

体育館にエアコンが設置されるということです。味生体育館のエアコンを要望してきたので実現は非常にうれしいんです。今までバドミントンの羽が飛んでしまう等の理由で設置はできないと言われてきました。その問題は解消できたのか、教えてください。

質問番号5番、44ページ、社会福祉法人介護特例補助事業、高齢介護課です。

これは、唯一の介護利用料の減免制度だと思います。内容の説明をしてください。

周知を要望していました。どういうことをしていただいたのでしょうか、利用件数は増えているのか、教えてください。

質問番号6番、44ページ、せつつ高齢者がやきプラン推進事業、高齢介護課です。

新年度は第8期が最終年で、第9期に向けてプランをつくるというものです。第8期の見直し、第9期の方向性など、プラン策定の方針について教えていただきたい。ほかの方も聞いておられましたけれども、重要な柱、事業費の見積もりなど、教えていただきたい。

質問番号7番、46ページ、敬老事業、高齢介護課です。

内容は、今までの質問にあったと思うんです。削減額はどれぐらいになるのか、どれぐらいの人に影響が出るのか。これはシフトと言われてはいますが、シフト先はどのようなものなのか、教えてください。

質問番号8番、46ページ、高齢者日常生活支援事業、高齢介護課です。

これも出ていました。高齢者民間賃貸住宅家賃助成費、1回聞かせていただいています。昨年、制度を周知してほしいと要望いたしました。これで新たに増えた方はいらっしゃるのか、教えてください。

質問番号9番、46ページ、ひとり暮らし高齢者等安全対策事業、高齢介護課です。

緊急通報装置です。長年要望してきました対象者拡大が今回実現するので、大変うれしいと思っております。対象者をどれくらい見込んでおられるのか、周知方法も含めて教えてください。

また、この事業を拡大する目的についても教えていただきたい。

質問番号10番、46ページ、介護予防・ふれあい事業、高齢介護課です。

高齢者交流入浴委託料はどうなっているのでしょうか。新年度の見通しについても教えてください。

質問番号11番、46ページ、シルバー人材センター事業、高齢介護課です。

登録会員数、年間の全体の配分金。今後はインボイス制度が導入された場合に影響はどうか教えてください。

質問番号12番、50ページ、介護給付・訓練等給付事業、障害福祉課です。

大阪府は、国が5月に5類にするよりも早く、3月末で無症状者への無料検査など様々なコロナ支援をやめるとしています。障害者施設等で今、無症状でも定期的にPCR検査等を行うことをやっていたらどうなっていると思うんです。この制度はどうか教えてください。

質問番号13番、44ページ、生活困窮者自立支援事業、生活支援課です。

社協のコロナ貸付けや自立支援金等を終了しているお話が先の質問で出されてきました。コロナ前と比べ、どれぐらいの申請件数が自立支援金等であったのか、分かる範囲で教えていただきたい。社協の貸付制度の返済が始まっていると思うんです。どのような状況なのか、つかんでおられたら教えてください。

質問番号14番、62ページ、生活保護事業、生活支援課です。

先の質問で、生活保護の世帯数は若干減って、人数は増加しているという話だったと思います。一人暮らしの高齢者が増えていることなどがその原因と思うんです。一方で、現役世代は減少しているのでしょうか。シングルマザー等の状況がどうか、子どもの貧困の問題なども含めて気になっています。その状況を教えてください。

質問番号15番、64ページ、救急医療

体制整備事業、保健福祉課です。

感染拡大期の医療機関への支援金、医療従事者への支援等、大阪府の支援事業が廃止されます。三島救命救急センター、コロナの受入れで財政がよくなったと以前聞いていたと思うんです。こういった影響はどうか、教えてください。

質問番号16番、64ページ、感染症予防事業、保健福祉課です。

コロナのワクチンは今後も実施されると、さっきの質問への御答弁だったと思います。大阪府の大規模接種会場はもう廃止されると聞いています。摂津市も医療機関での接種のみと今はなっていると思うんです。休日とか夜間などの接種についてどう考えているのか、また、検査の体制や相談窓口、自宅療養への支援についてどう考えているのか、教えてください。

次に質問番号17番、64ページ、成人健康診査事業、保健福祉課です。

3月8日、PFOA汚染問題を考える会として、調査対策を求めるネット署名2万3,788人分を環境省に提出に行きました。現在、環境省では、PFOSに対する総合戦略検討専門家会議を立ち上げて、国内外の最新の科学的知見、国内における検出状況を踏まえた科学的根拠に基づく対応と、国民に分かりやすい情報発信としてQ&A作成、こういうことを行おうとしています。Q&Aの中で、「日本国内でPFOS、PFOAによる健康被害が発生していますか」という項目案も示されていました。

PFOAに関しては、全国一の濃度で汚染が広がる摂津市ダイキン周辺地域の健康調査をしなければ、この答えは出ないと思っています。摂津市として、血液検査、健康影響調査、疫学調査などの必要性につ

いての認識をお伺いたします。

質問番号18番、68ページ、大気・水質等調査事業。環境政策課です。

水質汚濁防止法に、今年2月1日からPFOA、PFOSが入りました。その内容と現在の摂津市での状況で何がかわるのか教えてください。

もう一つ、土壤汚染対策法には今後、入れようとしているのか。環境省は、水質汚濁防止法と土壤汚染対策法は連動していて、対象の有害物質を定めると言っていました。現在、水について暫定目標値らが「暫定」が取れることで、土壤汚染対策法にも入ってくるようです。

水基準については、水質目標値等の専門家会議がつくられています。いずれ土壤汚染対策法にも入ってくるという見地で、様々な施策を進めていかなければならないと思っています。去年は土壤についての調査も行われました。環境省は、摂津市ダイキン周辺での調査だと認めています。この調査結果はいつ出るのでしょうか、教えてください。

次に、質問番号19番、68ページ、温暖化対策事業、環境政策課です。

省エネ住宅についてはいろいろと質問が出ていました。摂津市地球温暖化対策地域計画の温室効果ガス削減目標との関連で、これはどのようになっているのでしょうか、教えてください。

質問番号20番、72ページ、ごみ収集処理事業、環境業務課です。

新年度、ごみ収集の内容変更に伴い、新たに民間委託が増えると思います。改めてその内容を説明してください。民間委託と直営の割合がどう変化するのも教えてください。

質問番号21番、74ページ、環境セン

ター維持管理事業、環境業務課です。

環境センター土壤汚染調査委託料が入っています。土壤汚染対策法に基づく調査が行われるものと思います。法の内容と具体的な調査のスケジュールについて教えてください。市民への報告はどのようにするのもお尋ねします。

質問番号22番、74ページ、農業委員会運営事業、産業振興課です。

PFOA汚染についての不安が農業委員さんにも届いていると言います。農林水産省は昨年、農作物や土壤のPFOAについての調査を行ったと聞いていますが、どのようなものか教えてください。

質問番号23番、78ページ、創業支援事業、産業振興課です。

創業者に家賃補助をする事業が入っています。新年度はどうでしょうか。周知方法についても教えてください。

質問番号24番、80ページ、産業振興アクションプラン推進事業、産業振興課です。

概要で第2期プランの検証と書いてあります。どのようなことをするのか教えてください。

質問番号25番、80ページ、企業立地等促進事業、産業振興課です。

商工振興費の大きな部分を占める立地促進事業です。そのほとんどが大企業への交付だと指摘をしてきました。今年度の額は、以前の質問で出ていたと思うんですけども、5年間の大企業と中小企業、それぞれの件数、金額、割合の推移について教えてください。

以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

丹羽次長。

○丹羽生活環境部次長 質問番号1番、予

算概要28ページ、コミュニティセンター管理事業に関連しまして、(仮称)味生公民館の具体的なスケジュール等々のご質問にお答えさせていただきます。

まず、具体的なスケジュールでございますが、先般の質問でもございましたが、まず4月早々にパブリックコメント、並びに地元での説明会を開催させていただき、基本構想のほうを確定してまいりたいと考えております。

並行しまして、購入場所の確定について、今、購入をお願いしている場所につきましては、約6,000平米程度の土地がございますので、そのどの部分を購入させていただくか、所有者の方と検討を進めてまいりたいと思っております。

また、併せて、先ほどございました不動産鑑定等々を行い、土地の購入に向かっていきたいと考えているところでございます。

また、基本設計のほうにつきましても、並行して場所が決まり次第、進めてまいりたい、これは業者のほうと契約して、契約の事務を進めてまいりたいというふうに考えております。基本設計に際しましては、基本構想の具体的な課題や条件を整理しながら、場所や機能、概算の工事費などの検討を進めてまいります。

基本設計では具体的な案を作成し、コミュニティセンターの構造や配置、レイアウト、設備、内外のデザイン等も取りまとめている予定でございます。(仮称)味生コミュニティセンターが市民の皆様具体的にイメージされるような基本設計を策定してまいりたいと考えているところでございます。

また、不動産鑑定についてでございますが、現在は本市では1者と考えているとこ

ろでございます。これに際しましては、土地の相場等々も考慮しながら考えており、購入の前に鑑定を行って、適正な価格での購入を目指してまいりたいと考えております。

また、土壌調査につきましては、土地購入、また、これから建設工事等々にも入ってまいりますが、そのときに法的に必要ながあれば、地籍調査等を実施してということと考えておまして、今後、慎重に法的な見解も踏まえて進めてまいりたいと思っております。

利用料についてでございます。利用料につきましては、先ほど委員のほうからもございましたけれども、別府コミュニティセンターの利用者の方からの意見、また、(仮称)味生コミュニティセンターの地域懇談会でも使用料を心配する声は伺っているところでございます。使用料につきましては、使用料・手数料等の見直しに関する方針に基づき設定をしております。

また、仮称でございますが、味生コミュニティセンターにつきましては、令和8年度には開設を目指しております。少なくとも半年前には使用料等々の条例案を制定しまして、利用者の方に周知していく必要があるというふうと考えておまして、この機会に方針をベースに見直しを検討するとともに、他市のコミュニティ施設の料金等も調査し、検討を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○香川良平委員長 次に、森口課長。

○森口市民課長 市民課に係ります二つのご質問にお答えさせていただきます。

まず、質問番号2番、自衛隊についてでございます。

まず、自衛隊の状況ですが、名簿提供に関しては、自衛官募集に関する事務が自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められております。自衛隊法施行令第120条では、必要であると認められるときは、市町村長に対して必要な報告または資料の提出を求めることができると規定されております。また、摂津市個人情報保護条例第9条第1項第2号では、個人情報の提供は制限しておりますが、法令等の定めがある場合には提供することができると規定されております。

また、令和3年2月5日付で総務省及び防衛相から、募集に関する必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳上特段の問題を生じるものではないという見解も明記されております。

ただ、今までの流れの中で、名簿提供を希望しない方もいらっしゃいますので、その方への配慮として、令和4年3月25日に個人情報保護審議会への諮問を経て、新たに除外申請制度を設けております。

この間、名簿提供をした対象者の数ですが、まず、令和2年度は18歳と22歳で1,644名、令和3年度につきましては1,691名、令和4年度につきましては1,621名の方の名簿を提供しております。令和4年度については、除外申請14名の方を除いた数字になります。

続きまして、年齢を分けた理由と申請期間が今回短縮されているというところがございますが、まず、今回から22歳到達者と18歳到達者の除外申請期間を分離しております。現在は22歳到達者を受付中でございます。自衛隊としては、就職活動時期に合わせた学生への隊員募集資料送付を想定しており、22歳のほうが就職

活動が早いということで今回、22歳の提供を先に希望されておられます。

この名簿提供が始まった経緯には、将来起こるかも分からない災害時に、市として自衛隊に災害救助をお願いすることもあるかもしれない、そのためには、できることは自衛隊に協力したいという考えもあって、提供が始まっております。3月中の提供を行うためには、事務処理期間も考慮して、3月20日までの3週間させていただいております。

続きまして、質問番号3番、マイナンバーカードの状況でございます。

まず、申請数、申請率、交付数、交付率についてでございます。いずれも2月28日時点で申請数は7万547件、申請率は81.4%、交付数は5万6,552件、交付率は65.2%となっております。

現在、申請率と交付率の開きがおおむね15ポイント程度になっております。この差が大きくなっている理由といたしましては、マイナポイントの申請期限に向けて申請が殺到しているということで、国も処理期間が長くなってきていることが主な要因となっております。現在、申請をされてから実際にカードが市に届くまで、1か月半程度の期間を要しております。

それから、廃棄状況でございます。マイナンバーカードの廃棄は、令和元年度に224枚、令和2年度に233枚を廃棄しておりますが、令和3年度以降は廃棄を実施しておりません。これは、令和3年度以降、コロナ対策としてマイナンバーカードを廃棄しないよう国からの通知がございまして、現在は廃棄は行っておりません。

マイナンバーカードの留め置き状況でございます。令和5年2月28日現在で2,588枚のカードが現在手元のほうに留

め置かれた状況になっております。

代理人の交付についてでございます。マイナンバーカード交付時は、第三者による本人なりすまし等の犯罪防止の観点から、原則ご本人が来庁していただく必要がございます。

代理人による受け取りが可能な場合としては、病気や障害、要介護認定、施設に入所中、長期入院中、長期出張中、海外留学中、未就学児等のやむを得ない理由により来庁が困難な場合が挙げられます。

単に仕事や学校が多忙であるため、高齢であるため等の理由による代理人受け取りは認められない状況でございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 質問番号4番の体育館空調設備設置工事についてお答えを申し上げます。

本事業ですが、市立体育館の第1体育室に利用者の熱中症対策として空調機を設置するものでございまして、令和5年度はまず味生体育館に4月23日から設置工事を予定しておりまして、その後に正雀体育館の工事を進めるものでございます。

競技への影響ということでございますけれども、プロポーザルでの事業者提案では、天井釣り型のエアコンの吹き出し口の部分にフィルターを取り付けること、それから風向きを7段階に調整するということが提案でございました。本事業の推進によりまして、夏の暑い時期でも快適に、そして何よりも安全にスポーツに親しんでいただける環境が実現するものと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号5番でございます。社会福祉法人介護特例補助事業でございます。

内容や周知方法、件数でございます。内容でございますが、社会福祉法人介護特例補助事業は、低所得者で一定の要件を満たす生活困難な利用者に対しましてサービスを提供する社会福祉法人が、利用者負担を4分の1に軽減することによりまして介護保険サービスの利用促進を図るということを目的に実施するものでございます。

周知方法ですが、ホームページや保険料の通知書にチラシを同封するなどをしておりまして、また広報紙でも、この3月号にも案内を掲載させていただいております。

ただ、利用が伸びていないということで、周知の強化が必要だということもございまして、委員から決算委員会では吹田市の事例もご紹介いただきましたので、現在は、吹田市を参考にしまして、利用できる社会福祉法人名とそのサービスの一覧表、申請書も併せてホームページに掲載をさせていただいております。

令和4年度の件数ですが、令和3年度は4件でございましたが、現時点では新規申請も2件増えておりまして、現在6件ということになってございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 細井参事。

○細井高齢介護課参事 高齢介護課に係ります6点でございます。

6番目、せつつ高齢者かがやきプランですが、第9期計画につきましては、医療・介護需要のさらなる増加が予想される2025年が計画プランに含まれておりまして、主に地域の実情に応じた介護予防を

一層増進、介護サービスを支える介護人材の確保等について検討を進める予定をしております。

現在、12月中旬から本年1月中旬にかけて実施しました介護予防日常生活圏域ニーズ調査の結果を取りまとめ、課題等の分析を行っているところでございます。今後、審議会等において意見交換を行っていく予定をしております。

7番目の敬老事業についてでございます。今回、長寿祝品における対象者は、88歳461人、99歳39人、100歳以上73人で、計726万7,000円を計上させていただいております。

今回の敬老事業における制度の再構築により影響を受けられる方は支給対象外となる方で、敬老金制度における77歳、約880人、704万円、及び長寿訪問での90歳、約280人、112万円の計、約810万円、また、支給方法の見直しにより430万円の削減となり、事業全体での削減額は総額1,230万円となります。

シフトにつきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるための支援として見守りの強化となります。緊急通報装置の制度拡充、及び高齢者の生きがいにつながる活動促進に資する取組の強化としまして委託型つどい場の開催日拡大やオンラインつどい場を予定しております。

次に8番目、高齢者民間賃貸住宅家賃助成でございます。

令和4年度本年1月末現在の支給件数275件のうち、新規件数は20件という状況になっております。

周知につきましては、高齢者のための福祉サービスにまとめた冊子への掲載のほか、高齢介護課の窓口、市民への配付、ケ

アマネジャーやライフサポーターなどにより幅広く周知を行っていただいております。

また、令和4年度につきましては、介護の日イベントでの制度紹介、広報せつ10月号への掲載により、新たに7件の支給開始につながっております。

次に9番目、緊急通報装置につきましては、現在の緊急通報装置は、固定電話をお持ちの方で脳梗塞・心疾患等の重篤な疾患のために常に緊急の事態が生じる恐れのある方を対象としておりました。今回の制度拡充は、携帯型機器を導入するとともに、心疾患等をお持ちでない方も利用可能とし、幅広く高齢者が利用できるサービスとするもので、事業者選定後、早期に開始してまいりたいと考えております。

利用者数の見込みにつきましては、固定型・携帯型機器と合わせて600人程度を見込んでおります。

周知につきましては、高齢者のための福祉サービスをまとめた冊子のほか、広報、ホームページ、ライフサポーターなどを通じて案内していく予定をしております。

また、現時点で健康状態に問題のない方におきましても万一に備えて利用いただけるよう、効果的な周知方法についても検討してまいりたいと考えております。

10番目、高齢者交流入浴についてでございます。高齢者交流入浴は安威川以南地域に位置する3か所の特別養護老人ホーム等で、2か所で週1回、1か所で月1回、施設の浴場を開放し、65歳以上の方が無料で利用できるものとして、令和2年度より制度を創設したものの、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、入所者、その家族との面会制限により現在においても実施に至っていない状態でございます。

新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザ同等の5類移行との方針を踏まえ、新たに施設への聞き取り調査を実施いたしました。3施設とも依然として現時点では実施不可能との意向ではあるものの、5類移行後は検討いただけるとの回答をいただいておりますので、施設の状況等も確認しつつ、早期開始に向けた協議を重ねてまいりたいと考えております。

1 1 番目でございます。シルバー人材センター事業の会員数は令和3年度実績で926名、事業収益額、約4億9,000万円のうち配分金は約4億4,000万円となっております。

インボイス制度導入により、免税事業者であるシルバー人材センターの会員は適格請求書を発行することができず、シルバー人材センターは仕入税控除ができなくなり、新たな負担が生じてまいります。

その額につきましては、仕入税額控除の段階的な猶予期間はあるものの、令和3年度実績を基にした試算では、配分金約4億4,000万円に対し、10%の消費税、約4,400万円となります。

以上でございます。

○香川良平委員長 飯野課長。

○飯野障害福祉課長 質問番号12、無症状者への無料PCR検査に関するご質問にお答えいたします。

現在、大阪府では障害者施設や高齢者施設における新型コロナウイルス感染者の早期発見及びクラスター発生を未然に防止する観点から、無症状であっても、入所施設やグループホームの職員には3日に1回の抗原検査、生活介護や就労継続支援等の通所系事業所及び居宅介護や重度訪問介護など訪問系事業所の職員には週に1回のPCR検査を無料で実施しており

ます。

事業の今後の見通しについて大阪府に確認いたしました。国の動向を見て検討するということであり、現時点では未確定でございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 木下部参事。

○木下保健福祉部参事 質問番号の13番、新型コロナウイルス感染症による影響の対策として実施されてきました貸付制度や、給付制度についてのご質問にお答えいたします。

社会福祉協議会が窓口になって実施をされてきていました緊急小口資金及び総合支援資金の貸付制度や貸付けが終了してもなお困難な世帯に対します新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金などによって支援を行ってまいりましたけれども、先ほど、委員からご質問がありましたように、このうち、貸付制度と自立支援金につきましては、それぞれ令和4年9月及び12月で受付が終了しております。

この間に制度をご利用された方の人数は、貸付制度が1,570人、自立支援金が183人と現時点では集計をさせてもらっております。

貸付制度につきましては、本来であれば、一定期間後に償還が開始されるところですけれども、現時点では、国では非課税世帯につきましては申請により償還免除になるとなっておりますほか、生活状況が厳しい世帯につきましては1年間の償還猶予を申請により行うことになってきております。

この償還免除や償還猶予の支援を、市町村の社会福祉協議会のほか、生活困窮の窓口でも可能となっておりますため、両者で連携をしながらご相談に応じているとこ

ろとなっております。

引き続きまして、質問番号の14番、生活保護の状況についてのご質問にお答えいたします。

現役世代についての個々の状況がどうなっているかというお問い合わせでしたが、高齢者以外の世帯につきましては、平成24年で563世帯であったものが令和3年度には457世帯と減少をしております。このうち、母子世帯につきましては、平成24年で103世帯であったものが、令和3年度には78世帯と、こちらも減少している状況となっております。

これは、国や府の統計を見ましても同様の傾向が見られまして、保護世帯全体に占める母子世帯の割合はいずれも減少傾向にございます。

原因について分析はなかなか難しいところもございますけれども、本市におきましては、生活保護の申請をためらわないようにということでの正しい情報提供をしていくことが、周知が重要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 次に、浅尾課長。

○浅尾保健福祉課長 保健福祉課に係ります3点のご質問に答弁させていただきます。

まず、15番目の三島救命救急センターのお問い合わせでございます。ご質問にございましたとおり、コロナ病床を確保いたしまして、この病床確保支援金等の影響もございまして、法人運営については財政面での改善が見られたということで報告は受けてございます。

ご承知のとおり、令和4年7月に機能移転をいたしまして、その後、資産の減価償

却等の処分後ということにはなりませんけれども、摂津市を含む3市1町への返還金が発生する見込みということで現在聞いているところでございます。

それから16番のご質問でございます。ワクチン接種と支援のお問い合わせいたしました。新型コロナワクチンにつきましては、初回接種から追加接種へと段階的に進んでおりまして、この間、集団接種から個別接種への動きとして、本市におきましても令和4年5月以降は個別接種へ移行してございます。一部で、不定期ではございますけれども、休日ですとか夜間にワクチン接種に対応していただいている医療機関もございます。

令和5年にも今後ワクチン接種のご案内をすることにはなっておりますけれども、引き続き混乱が生じないような形で、各医療機関とも連携を取りながら取り組んでいきたいと考えております。

それから、支援の関係のお問い合わせでした。5月8日から感染症法上の位置づけが5類に移行するというところで、これまでの国方針による手厚い支援から、通常の医療を提供しながらコロナに対応していく仕組みへと転換していく方針が国から示されているところでございます。

5類へ移行しますと、感染者ですとか濃厚接触者の自宅待機などの対策についての一律の要請というのはなくなり、これらの状況も踏まえ、現在のところ新たな支援事業というのを検討はいたしておりません。

しかしながら、今後、病原性感染力が変異する可能性というのもございます。国も変異株の出現で前提が異なる状況になれば必要な対策を講じるとしておりますので、市といたしましても、引き続き感染

の状況を注視し、大阪府等とも連携を図りながら情報収集、それから必要な対応は行ってまいりたいと考えているところでございます。

17番目のPFOAのお問いでございました。

ご質問にもございましたとおり、PFOA等につきましては、これまで関係課と連携して要望を行ってまいりました。

令和5年1月に設置されました環境省のPFASに対する総合戦略検討専門家会議については、国内外の最新の科学的知見、国内での件数状況の収集評価を行い、これらを踏まえた科学的根拠に基づくPFASに対する総合的な対応、それからまたご紹介にもございました、国民への分かりやすい情報発信ということも目的としておられまして、科学的見地からの議論が始まっているところでございます。

現段階におきまして、市としましては健康への科学的な議論ですとか、人体への影響を与える基準等の検討内容について、その動向をしっかりと注視をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 菰原環境政策課長。

○菰原環境政策課長 環境政策課に関わります2点のご質問にお答えいたします。

まず、18番目、PFOAに関するお問い合わせでございますけども、PFOAが指定物質に追加されたことについてでございます。指定物質は水質汚濁防止法において指定物質を製造・貯蔵・使用、または処理する施設を有する指定事業場の設置者は当該指定事業場において、指定施設の破損、その他の事故が発生し、指定物質が公共水域に排出、または地下に浸透し、人の健康または生活環境に被害を生ずるおそれが

あるときは直ちに応急措置を講ずるとともに、講じた概要を都道府県知事に届けることとなっております。

事故時に大阪府知事に届出が必要になることから、大阪府に見解を確認しましたところ、市内化学メーカーにおける事故の対象となる施設はPFOAの浄化処理施設が該当し、当該施設に事故が発生した場合に届出が必要になることを確認しております。現状での届出義務はないことを確認しているところでございます。

続きまして、土壤汚染対策法上のPFOAの基準化についてのお問いであったかと思えます。

現在、環境省において令和3年度から3年間、環境研究総合推進費を用いて、PFOA等の土壤中の挙動予測、どのように効果的に除去できるかといった除去技術の開発等をテーマとした研究が行われております。

研究では、水系はもとより、土壤においてもPFOA等の有機フッ素化合物による汚染対策を検討する必要性から、PFOA等に係る包括的かつ体系的な土壤地下水汚染のリスク評価、管理方法の構築を目標と掲げ、土壤地下水汚染管理の指針を整備するとされております。そのようなことから、今後、土地に関する測定方法は確立し、基準化が進んでいくものと認識しております。

また、環境研究総合推進費の中間報告として、令和4年11月に国から沖縄県の調査結果が公表されました。令和5年度までの研究ですので、令和5年度中に研究の成果として公表されるものではないかと考えているところでございます。

続きまして、19番目の省エネ住宅支援補助と摂津市地球温暖化対策地域計画の

関連に関するご質問でございます。

この計画の目標である2030年度温室効果ガス排出量削減を2013年度比で46%を達成するとする目標を掲げまして、施策の一環としまして再生可能エネルギーの補助制度の創設を掲げ、今回、住宅への太陽光発電システム等の設置補助を開始するところでございます。

計画ではCO2削減量を目標とせず、住宅用太陽光発電システムの設置設備容量として、2026年度に5,013kwとする目標を掲げております。

CO2の削減効果でございますけれども、あるデータによりますと、太陽光発電で発電した分を火力発電による発電との削減を比較したところ、1kw当たり約650gのCO2の削減効果があるとされております。このデータを基に、今回、補助金の最大活用で50世帯、5kwというところを年間ベースで計算しましたところ、162.5tの削減となっております。

この162.5tの削減は杉の木ベースで1万1,600本ほどのCO2の削減とされており、また、3kwのデータでございますけれども、3kwで1世帯の平均CO2排出量の40%を削減できるとも言われております。

この太陽光発電の補助も寄与しながら、46%の削減に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○香川良平委員長 安田生活環境部参事。
○安田生活環境部参事 環境業務課に関わります質問2点のうち、質問番号20番、ごみ収集処理事業についてのご質問にお答えさせていただきます。

ごみ収集の民間委託が増える内容と委託の割合でございます。令和5年度からの

ごみ収集委託でございますが、水曜日に収集します複雑ごみの委託エリアを拡大させていただきます。拡大の理由としましては、現在、水曜日は今後、複雑ごみとなります燃やせないごみと、あと、古紙と古着類の収集日を設けておりますが、古紙類のうち、市民要望や資源リサイクルの推進から、排出量の多い段ボール、雑誌の各世帯の収集回数を、令和5年度から、これまでの月1回から月2回に変更することといたしております。

古紙・古着類、また、段ボール・雑誌の収集は全て現在、直営で行っており、水曜日における収集の時間的な調整から、複雑ごみの直営一部エリアを委託し、水曜日の収集業務の増加を直営と委託で割りふる対応とするものでございます。

次に、委託の割合でございますが、令和4年度では、燃やせるごみ・燃やせないごみの委託割合としまして、約3万世帯を委託してございまして、割合として71.2%、委託となっております。

次年度、令和4年度の収集の世帯数で推計しますと、複雑ごみ、今回、約七千世帯追加することで、大体、委託割合が87%から88%ぐらいになると見込んでおります。

以上でございます。

○香川良平委員長 三浦環境センター長。
○三浦環境センター長 質問番号21番、環境センター維持管理事業に係るご質問にお答えいたします。

まず土壤汚染調査の内容とスケジュールでございますが、土壤汚染調査を実施するに当たり、まず地歴調査として図面や登記簿謄本、関係者へのヒアリング等の資料を評価し、土地の利用履歴から特定汚染物質等による土壤汚染のリスクを判定いた

します。

次に、地歴調査に基づき調査区域を設定し、調査区域の表層から50cmまでの土壌を分析する表層土壌調査を実施し、汚染の有無や範囲を確定させてまいります。

地歴調査・表層土壌調査ともに、半年程度を見込んでおり、令和5年度中に実施を予定しております。

次に調査結果の周知でございますが、土壌汚染の調査の結果につきましては、汚染の有無に関わらず大阪府へ報告いたします。調査により土壌汚染が確認された際には、大阪府のホームページに汚染物質や汚染場所が掲載されることとなります。

本市におきましても、土壌汚染調査の結果につきましては、ホームページへの掲載等を考えております。

また、地元へのお知らせにつきましてはどのような方法がいいのか、今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○香川良平委員長 山下事務局長。

○山下農業委員会事務局長 質問番号22番、農作物のPFOA汚染に係ります、国の調査目的等につきましてご答弁申し上げます。

農林水産省におきましては、令和4年度安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業におきまして、水や土壌等の農業環境から農作物へのPFOA及びPFOSの移行蓄積動態に関する基礎研究を実施してございまして、具体的には、農業用水・農用地土壌に加えまして、農産物に適用可能な分析法の開発確立を目的に行っているところでございます。

以上です。

○香川良平委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 産業振興課に係ります、残り3点のご質問にお答えさせていただきます。

まず質問番号23番、創業支援事業に係ります創業促進補助金の新年度の予定と新たな周知につきましてでございます。

現在、具体的な相談を2件把握しております。

1件は開業間もない店舗で、もう一件はこれから開業したいというご相談でございます。2件とも、現在、商工会で状況を整理していただいております、対象となる場合につきましては申請をしていただく予定となっております。

新たな周知手段につきましては、不動産仲介業者に対しまして、この制度を周知していただくことを要請できないかと考えているところでございます。

続きまして、質問番号24番、産業振興アクションプラン推進事業の第2期プランの検証の内容でございます。

第2期摂津市産業振興アクションプランは、令和2年度から6年度の計画で、作成及び進行管理に当たって助言をいただく産業振興アクションプラン懇話会を設置しており、年3回程度、会議を開催しております。

懇話会委員は8名で、学識経験者や市内事業所、金融機関、商工会、農業者等の代表者に委員を委嘱しております。

検証に当たりましては、基本理念である、活力ある産業のまち摂津を実現するために設定いたしました三つの方向性の下、9つの施策展開に基づき、その実施状況を確認しております。

具体的には、各施策展開に設けました活動目標を基に取組効果の確認・検証を行っております。

続きまして、質問番号25番、企業立地等促進事業の企業立地奨励金の大・中・小企業別5年間の件数・金額・割合でございます。

まず令和元年度につきましては、大企業、9社25件で、金額が1億6,755万5,268円、割合としまして94.8%、中小企業が、12社14件で911万4,110円、割合が5.2%でございます。

令和2年度につきましては、大企業9社24件、2億2,631万7,585円で、割合が96.3%。中小企業が12社15件で、881万1,314円で、3.7%。令和3年度が、大企業8社25件、金額1億8,691万7,993円、95.8%、中小企業が11社12件で819万3,926円で、4.2%。

令和4年度につきましては、こちらは見込みでございます。大企業が8社26件、金額が1億5,640万9,750円で93.6%。中小企業が12社13件で、金額が1,062万4,112円で6.4%。

令和5年度の予算におきましては、大企業11社30件で、金額が2億6,638万2,000円、割合が83.9%。中小企業が16社16件で、金額が5,129万3,000円、16.1%でございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 2回目、お願いいたします。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、2回目、質問させていただきます。

質問番号1番、コミュニティセンター管理事業です。スケジュールについて、全部が並行して進められていくという理解でいいのでしょうか。パブコメ、地元説明会をやりながら、購入場所の確保も相手先と

検討しながらで、業者と契約して基本設計も順番にやっていくのではなくて、同時に進めていくということによろしいんですね。進め方については分かりました。

不動産鑑定は1者だけであるとか、土壤調査に関しては法的に必要ながあればやるけれども、法的に必要ながなければやらないと伺ったんです。今、土壤汚染対策法にはPFOAは入っておりません、現在は。でも、先ほどもお話をさせていただきましたが、今後、PFOAは土壤汚染対策法の中に入ってくるという方向性が環境省もそうなるというてます。いつの時期かはまだ分かりませんが、数年の間でなっていくんじゃないのかなと思っています。

であるならば、今のうちにきちんと調査をして、土地購入価格の判断の中でもそのことについて考慮すべきではないでしょうか。いざ、建物を造る段階でPFOAは除去する必要が出てきたら、それは市の財源でするのでしょうか。答弁を求めます。

質問番号2番、自衛隊の問題です。いろいろとおっしゃいましたが、自衛隊法は、自衛隊が協力を要請することを認めているだけで、市町村の義務ではありません。住民基本台帳法に照らせば、名簿提供はできないとなっています。

第156国会で総務大臣が発言したり、政府の閣議決定や防衛省・総務省連盟の通知など、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないと通知されているだけで、これは何の根拠も示さない、曖昧なものです。政府が法的根拠を示せないことの証拠と言えます。また、この閣議決定の上、発出された通知も技術的助言だけで拘束力を持っておりません。

住民基本台帳法は閲覧しか認められていないということです。個人情報保護法と

住民基本台帳法ではどちらが優先されるのかという問題。これについても、住基ネット訴訟の最高裁判決は個人情報保護法を優先して、住基法によって住基情報は守られるので、行政が目的外利用はできないと、最高裁判決の中でははっきりとされています。

こういうことについて、きちっと法的な根拠がない問題について、勝手に若者の名簿を自衛隊に提供するのはやめるべきだと思っています。

また、先ほどお話がありました、摂津市の個人情報保護審議会、ここでのお話です。そのときに、会長からこの個人情報の問題についてどうやって周知するのかという話で、ホームページや広報でお知らせをすると摂津市の担当課のほうから説明をされています。そのときに意見として出されているのは、積極的に見に行く人には分かるけど、そうでなかったら分からないことになるのではないかと聞かれていると思うんです。

さらにSNSとかでも発信を検討するって担当課は言うてはりました。それでも全員にいくわけではなくて、見た人でないと分からないことになるのに対して、委員から、みんなに情報がいかないことはやむを得ないことかって聞かれて、まあ、そういうことになるって担当課が答えているんです。これ、やむを得ないことなのか、もう一度、ここについてもお聞きします。

もう一つ、摂津市の個人情報保護審議会、ここにわざわざ諮って、審議もしていただいて、最終的に除外申請をつくりなさいとなったわけです。そのときに、できる限り市民の方にちゃんと情報が提供できるように、摂津市と市民との間の信頼関係に関わる問題ですよってという言葉まで付され

ていると思います。

そういうことをやってつくった除外申請の制度、委員からは、できる限りちゃんと情報が本人にいきわたるようにしなさいよって言っているのに、今回は、その期間を短くするというのをやられるわけです。これ、さらに知る機会が減ることになるわけです。個人情報保護審議会で出されたことよりも、自衛隊の要請を優先する。その根拠は何ですか。教えてください。

次、マイナンバー、3番目です。

本人が取りに行けない場合、代理人の場合って話で、病気や障害というお話がありました。これ、もっとかなり厳しい中身になっていて、今日風邪ひいてとかでは駄目だということですよ。家族が代わりに取りに行くことも駄目だとお伺いをしています。例えば入院されているところとか、入られている施設とかの責任者とかケアマネジャーとか、そういう人でないと駄目だと聞いています。

家族でも代理人になれないほど本人確認を厳格にしないと、漏えいやなりすましなどの様々な問題が出てくる。しかし、寝たきりでなくても市役所まで交付を受けに来ることが困難な高齢者・障害者はいらっやいます。マイナンバーカードの強引な進め方は結局そういうしんどい立場にいる人を置き去りにすることになると思うんです。

カードを持たない人に対して、保険証に代わる資格確認証を政府は発行すると言っていますが、資格確認証で診療を受けると、今度は窓口負担が高くなる。こういうことも言うてます。これ、本当に差別的だと思うんです。

9日の参議院の総務委員会で、我が党の伊藤岳議員が、DV被害者のマイナポータ

ルサイトからの身バレ、今どこにしているかがばれてしまうことですが、質問をいたしました。大串正樹デジタル副大臣は、病院・薬局の利用履歴などから、加害者から逃れて避難先に落ち着くまでの途上で情報を見られてしまうこともあると、そういう懸念を向けられ、ご指摘のとおりだと、危険性を認めたわけです。

副大臣は、カード機能を一時停止すれば情報は閲覧できないと答弁したんです。カードが使えなければ病院にも行けないことになるんでしょうか。これについてどういう認識を持っておられるのか、お伺いいたします。

マイナンバーカードの促進における高齢者や障害者、DV被害者などについての認識についてもお伺いしたい。

4番目、体育施設維持管理事業、エアコンの問題です。

いろいろとエアコンも進化してきて、競技に影響のないものが設置できた、非常によかったと思っております。

味生体育館は別府の火災のときにも一時避難場所となりました。いろいろ災害があったときに避難所としても活用のある体育館にエアコンが設置されることは大変よいことだと思っております。市民の期待に応えたものにしてほしいと思っております。要望としておきます。

5番目、社会福祉法人介護特例補助事業です。吹田市での利用料減免制度は唯一のものです。これがしっかり活用されていますということを紹介していただいて、参考にさせていただいたのは非常にありがたいなと思っております。

新規が2件増えたということです。この制度を使える人ももっともたくさんいらっしゃると思うんです。ぜひ、この物価

高のおりですから、介護サービスの利用を削ることにならないように、しっかりお知らせをしていただきたい。要望としておきます。

6番目、せつつ高齢者ががやきプランです。

介護需要が増えることは、確かにそうだろうと思います。ただ、必要なサービスは削ることなく、介護保険料が値上げにならないように、これは市民の願いです。ぜひ、そういうこともしっかりと考えたプラン作成を行っていただきたい。どうしてもしんどいなら、一般会計繰入れ等も視野に入れ、以前は国保には一般会計繰入れがしっかりされておりましたので、ぜひ、できないことではございません。よろしくお願ひし、要望としておきます。

次に7番目、敬老事業です。

削減額お聞きしました。実額で810万円、その他いろいろのものが440万円、全部で1,230万円です。本当にこれ削減額大きくないと思うんです。シフト先の拡充とおっしゃいますけれども、今お聞きしたところでは、この事業の拡大は敬老事業を削らないとできないものかと思うんです。シフト先は拡充自体が医療や介護の費用の削減につながるものだと思うんです。日常生活を支えることが、よりお元気な状態を長く保っていただける。それ自体が効果になることやのに、こっちを削減しないとそれはやらないというやり方になっていると思っております。

これは9番の緊急通報装置のところ併せて質問していきますので、7番としては以上で終わらせていただきます。

8番目、高齢者日常生活支援事業です。

5万円の上限を引き上げてほしいと、これも何度も言ってまいりました。今回、藤

浦委員も要望をされておられました。ぜひぜひお願いしたいと思いますので、要望にしておきます。もう一つ、これも藤浦委員がおっしゃっていました。加齢性難聴の補聴器購入補助金、高額の補聴器を買うのが大変で補助金をとということです。ただ、買っても合わないといって使わない人も多いようでございます。

東京都の港区、全国一の補助額であるだけではなくて、相談やアフターケアなどの制度もしっかり考えておられるということなんです。これは補聴器を活用する人の増加が、先ほど、認知症のことはまだ分からないとおっしゃいましたけども、認知症とか介護の需要を抑えることにつながるという自信を持っておられるからだと思うんです。認知症だけに限られないと思うんです。家族との交流、ご近所さんとの交流、お友達との交流であったり、耳が聞こえないことで外へ出ていかないことでひきこもりにだんだん近い状況になってしまう方もおられると思うんです。そういう観点からも補聴器のことについてどう思われているか、もう一回お聞きします。

9番目、ひとり暮らし高齢者の緊急通報装置です。

600人を対象に大きく広げていただくことになると思います。健康であっても、何かある、いざ何かあったときのために、そういうこともございます。これは心の安心というだけでなく、本当に何かあったときに早期発見できることは、医療費の削減にもつながっていきます。

高齢者の施策において、ビルド・アンド・スクラップという考え方が私は違うと思っているわけです。新たな高齢者の日常生活の支援策、これをつくるために今までの日常支援策は削られる。片方で頭をなで、

片方でたたく、こういうふうなものです。

紙おむつの制度の削減は、いまだに苦情の声をお聞きします。高齢者の日常生活支援をすることは、昔よく言われました、福祉のばらまきではなく、元気で長生きしていただくことが医療や介護の軽減につながって、それ自体が財政的な抑制効果をもたらす、先行投資と考えるべきだと思っています。

新たな制度を要望すると、今までの制度がまた削られるのと違うかと、そんなやり方はやめて、高齢者が安心できる摂津市にするべきだと思います。いかがでしょうか、お答えください。

10番目、高齢者の入浴の問題でいろいろお骨折りしていただいたんです。現実には1回も使ってないということです。

高齢者の入浴需要は、お風呂が家がない人だけではありません。入浴時に倒れるなどの不安があって、公衆浴場を利用している人もおられます。コロナ禍で厳しい状況あったと思うんです。何らかの方法を考えていただいて、高齢者の入浴についての環境を整えていただけますように、要望としておきます。

シルバー人材センター事業、11番です。

インボイスの制度は、本当に全ての人に関わってくる、中小業者、営業してはる方だけではなく、様々なところにこの影響が出てくると言われています。会員さん1人当たりの年間の配分金って平均的に幾らぐらいなのか、教えていただきたい。今、会員にそれを負担させるつもりはないようですけれども、消費税、これもし引かれたとしたらどうなるのか。市の対応としてはどう今考えておられるのかお伺いします。

次、12番目です。無症状の方へも定期

的な検査をして、働く方も安心ができる、そして、施設に入られておられるとか、障害者の利用者も安心できる制度です。今すぐに廃止になってないことはほっとします。これから先どうなるか分からないというお話だったと思います。

障害者の方は、リスクの非常に高い方だと思うのです。働く方も非常に神経すり減らしながら今までやってきてはると思います。ぜひぜひ、国や大阪府にも要望していただいて、きちっとした検査をしていただくことが継続するように、よろしく願います。市としてもぜひ支援策もしていただきたいので、併せて要望としておきます。

13番目、生活困窮者自立支援事業です。様々な制度が打ち切られていっているということで、貸付制度も始まっている。免除ができていない人が、まだ全国的な平均で3割ぐらいとお聞きをしているんです。猶予もできるということで、そういうこともしっかり知らせていただきたいと思います。返済のときにこの物価高騰が重なってきてしまって、非常に苦しい状況があると思います。

住居確保給付金の制度、これは残っていると思うんです。説明をお願いします。

14番目、生活保護事業です。

私がいろいろとお話をお聞きしている中で、若いシングルマザーの方などは、働いていたら生活保護を受けられないと誤解されている方が結構いらっしゃるんです。必要な人は相談してとホームページでも呼びかけ型に変えてくれますけれども、まだまだ理解されておられない、また偏見もすごく多いと思うんです。

例えば、児童扶養手当の窓口にも生活保護の内容を説明するようなものを置くと

か、それ単体ではなかなか手を出しづらかったらほかのものの中に挟まれるとか、他課と連携をして、やはり子どもの貧困も関わっているんで、ぜひ、必要な人にはちゃんとその制度が届くようなことをしていただきたい。

寄り添った対応をするためにも、生活保護のケースワーカーの増員、女性ケースワーカー複数配置も必要だと思うんです。新年度はどうでしょうか。ケースワーカー1人当たりの件数を教えていただきたい。

15番目、救急医療体制整備事業です。

大阪府のコロナ支援制度がなくなったということは三島救命には影響があんまりないと受け取っていいんでしょうかね、今の答えは、延長が本当はないのか不思議やと思うんです。

医師や看護師の確保であるとか、医療機関の負担、これからもコロナがなくなるわけじゃないです。非常にそんなに簡単にはよくなるかと思うので、負担軽減等、今後も必要だと思います。ぜひ、支援をしていただきたいと思います。しっかり目配りしていただきたい。要望としておきます。

16番目です。コロナワクチンについては、今までは休日・夜間もやってもらっていたけれども、新年度は分からないようなお返事だったと思うんです。やっぱり、みんな仕事休んで受けに行くかというのなかなか難しい場合もあります。ぜひ、夜間・休日、そういうことも働きかけていただいて、やっぱり支援がないとなかなか医療機関でもできないと思います。きちんとそこも考えていただくように、ぜひお願いします。

相談窓口であるとか、自宅療養への支援とか、検討してないというお話でした。マスクを外して普通に生活ができるために

は、よりしっかりした検査態勢とか、かかったときの支援、これが必要だと思います。すごくひどくなってからではなくて、ぜひ、お願いします。これも要望としておきます。

17番目です。環境省へ行って思ったんです。環境省が私たち摂津市の今の状況をどれだけちゃんと知ってくれているか、そんなによく知ってくれてはいないなと思ってんです。私たちがいろいろ話をすることを聞いて、初めて聞きましたみたいな感じだったんです。

非常に不安に思っているとお伝えをしてきました。特に健康に関しての不安が市民の中にはとっても大きいですと、何とかしてほしいと。専門家会議でお願いします、専門家会議で検討してもらおう。こればかり言うんです。でも、専門家会議の先生たちが、みんながみんな、このことについて、摂津市の状況についてよく知っているか、そうではないと思うんです。

そこで話し合っているだけでは、これは本当に摂津市の市民にとっていい内容が決められていくには、ほっといたらならないと思うんです。外国の情報とかはいろいろ集めてはりますけど、この日本の中で、実際にPFOAの濃度の高いところが現実にあるわけです。そこで血液検査、健康影響調査をして、それを科学的に考える。これが専門家の先生のやるべきことだと思うんです。摂津市が動向を注視しているというだけではいけないと思うんです。国に対して調査を要請すべきです。

環境省は以前にも血液検査をやっています。血液検査のやり方分からんとかそんなんじゃないありません。全国的な調査をやっていますので、ぜひ、それを要請すべきですが、どうでしょうか。もし、国へ要請をようせえへんのやったら、大阪府とかに要

請するとか、市がやるとか、そういうことがあると思うんですけれども、お答えをお聞きします。

続きまして18番目です。水質汚濁防止法は、事故が発生したら報告せなあかんということで、そうでなければ報告せんでいいというお話でした。

ダイキン工業自社敷地内で年間6万トンの地下水をくみ上げて、活性炭処理などをして公共下水に排出をしています。下水に排出するPFOA濃度は公表していませんけれども、市と大阪府とダイキン3者のPFOA対策連絡会議、この議事録を見ますと、暫定目標値の10倍以上の濃度で流していることが分かります。

環境省は、PFOAは既に製造中止になっていて、排出を管理するものではないと思っていると。なので、事故時を想定しており、ほかの物質のような排出規制とはなっていない。個別事案については把握していないが、声を受け止め、規制が十分かどうか議論が必要で、そのために専門家会議があると言っておりました。

製造してないけど、排出は日常的に行っていると環境省に伝えるべきじゃないですか。排出規制を数字で決めてもらうようにきちんと求める必要があると思うんです。その点についてどう思うか、お答えください。

また、土壌汚染対策法については、摂津市での調査についてしっかり情報を求めるべきです。こうじゃないかなっていう話じゃなくて、先ほど、水質の問題は大阪府にきちんと問合せをしていただいたようすけれども、国に対してその調査の結果いつ出るんですかと言って、しっかり聞いてください。市民にも公開すべきだと思います。

ダイキンは、敷地外には土壤汚染対策法でも義務はないと、このように先ほどの会議の中で言うておられますけれども、環境省は、敷地の外だから無条件に対象外となると、そういう制度にはなっていないとおっしゃっていました。

環境保全協定も摂津市にはございます。これに基づいて話をしっかり進めるべきだと思うんです。どう思われているか、お話を聞かせていただきたい。

土壤汚染対策法について、国に聞くかどうかを教えてください。

19番目、温暖化対策事業です。

今、お話のあった省エネ住宅で目標にいくのじゃないかというお話だったと思うんです。家庭部門の目標が達成できるという理解でよろしいのでしょうか。でも、家庭部門だけじゃないですよ、これ。全体的な、総合的な目標だと思います。

基準年度で一番排出量の多い産業部門、この削減目標に対する取組はどうするのか、お尋ねいたします。

20番目です。ごみ収集処理事業、委託、いよいよ87%から88%ということで、もうこれ以上増やすべきではないと思っています。でも、それは現業不補充の方針がある限り、いずれ全部直営ではなくなると思うんです。災害時やふれあい収集、直営の役割が重要であることは市民は十分知っています。この現業不補充の方針、ずっと言っているんですけれども、ここの場ではなかなか答えにくいとおっしゃるとは思いますけれども、全部委託にしてしまうと将来考えているのかどうか、お聞かせ願いたい。

21番目、環境センターの維持管理事業です。

私、土壤汚染対策法の内容を教えてください。

いと言ったんです、そこ抜けていたと思うので、それもお願いします。

大阪府のホームページに載ると、市のホームページにも結果を載せると、地元へはどう報告するかはこれから考えるっていうお話でした。

ただ、この問題は地元だけの関心ではなく、摂津市全体の方々の関心だと思うんです。それについて、いろいろな様々なタイミングで、細かくきちっと報告していただく。もちろんホームページや広報なんかもそうですけれども、説明会なんかもきちっとやっていただきたい。

それから、先ほどから言っておりますけど、今、PFOAとかは、この前お聞きしたときも、考えていませんっていうお話でした。途中でPFOA等が新たな土壤汚染対策法に入ってきたらどのようにされるのか、お伺いしたい。

22番目、農業委員会運営事業です。

この農作物とか土壌とか水とかの調査結果はいつ頃出るのでしょうか。この結果について、農業委員や市民にどのように知らせるおつもりなのか、伺いたい。

23番目です。今、相談件数が2件あるということです。とっても件数少ないけど、今まですごく喜ばれていた家賃補助であったとお伺いもしています。これは、今、物価高騰の中で新しく創業しはる人にとっては非常に大きな支えになると思います。ぜひ頑張って、もっともっと実績を増やしていただきたい。

また、創業だけと言わず、現在営業している事業所なんかにも家賃補助の制度をつくってほしいと思いますので、それも要望して、この質問を終わります。

24番目、産業振興アクションプラン推進事業です。

令和6年までで、今はまだ途中なんでしょうが、これ、令和2年からということは、その前に策定しているんです。やっぱりコロナとかこの急激な物価高騰とかは、このプランの中には盛り込まれていないと思うんです。

ぜひ、中小業者の実態調査をしていただきたい。このアクションプランと現状どうなのかを、机の上だけじゃなく、本当に調査をして検討していただきたい。これも要望としておきます。

25番目です。5年間お聞きしました。ほぼほぼ大企業への奨励金と交付金となっております。ついに大企業への交付金だけで、商工振興費の中で最大予算になってしまいました。中小企業金融対策費よりも大きい。こういう額です。摂津市の商工振興費はもう大企業振興費、こう言えるんじゃないかなと思っております。

中小企業のまちとして本当にこれで行くのか。コロナとか、記録的な物価高騰とか、インボイスとか、中小企業は三重苦に見舞われている。そういう中で、ぜひとも家賃補助とか、今さっきも言いました、住宅店舗リフォーム助成制度など、中小業者にとって本当に支援策になる仕組み。相談窓口をつくるだけじゃなくて、そういうことについてのお考えをお聞きします。

2回目、以上です。

○香川良平委員長 暫時休憩いたします。

(午後0時 5分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○香川良平委員長 休憩前に引き続き再開をいたします。

増永委員の2回目の質問に対しての答弁を求めます。

丹羽次長。

○丹羽生活環境部次長 自治振興課に関

わります(仮称)味生コミュニティセンター土地購入に関するご質問にお答えさせていただきます。

先ほどもご答弁させていただいたんですけれども、本予算をご可決いただいたら、4月に入りましたら順次土地の場所等々、確定して、購入していくという形になっていくと思っております。その際には、相場等々も比較しながら適正な金額で購入できるように進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、土壌対策汚染法等々の改正につきましても、先ほども申しましたが、当然購入に際しては法的な部分は遵守していかなければなりませんので、改正等に注視しながら土地購入も進めていくということで考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 森口課長。

○森口市民課長 市民課に係ります2回目の質問にお答えさせていただきます。

まず、質問番号2番、自衛隊でございます。

個人情報保護審議会では、可能な限り市民に伝わる工夫をするよう、附帯意見がなされました。

周知につきましては全戸配付の広報紙に掲載していることで、対象者にとどまらず、市民全体への周知を一定図られていると考えておりますが、それ以外にもホームページ、それから、市公式LINEを駆使して名簿提供の対象となる若者が身近に活用しているデジタル媒体での周知も採用しております。

今回は市役所以外にもコミュニティプラザ、別府コミュニティセンター、公民館の各公共施設にもチラシと除外申請書

を配架しております。

今回、除外申請の受付期間が3週間と前回より短くなったことにつきましては、繰り返しの答弁にはなりますが、将来発生するかもしれない災害時に摂津市として自衛隊に救助要請を行うことがあるかもしれない、そのために可能な限り自衛隊に協力しておきたいという考えから、事務処理等も考慮してぎりぎりの期間まで受付を設定しております。

今後も3週間しか受付期間を設けないということではなく、その時々で適切に期間を設定していきたいと考えております。

続きまして、質問番号3番、マイナンバーカードでございます。

DV被害者の情報がマイナポータルから漏れる心配につきましては、通常マイナンバーカードは本人が管理し、暗証番号も本人しか知り得ない情報となるため、他者がなりすましてマイナポータルをのぞきに行くことはできないとなります。

万が一、DVの加害者が被害者のマイナンバーカードを所持し、暗証番号も知り得たとした場合であっても、マイナンバーカードの再交付や暗証番号の再設定によってリスク回避が図られると考えております。

高齢者やその他の代理人受け取りにつきましては、現在の代理人ルールだけでは恩恵を受けられない方が多くいらっしゃることは認識をしております。市民からの問合せや苦情、相談も受けているのは事実でございます。現在は国が定めた事務処理要領に沿って対応しているため、摂津市独自ルールで取り扱うことはできないこととなりますが、国も現状は

認識しておりまして、今後事務処理要領の改定に向けてのルールづくりを進めているところでございます。

まだ改正案の段階ですのではっきりしたことは申し上げられません、大幅に代理人要件が緩和されると聞いております。

今後も国の動向に注意してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 次に、細井参事。

○細井高齢介護課参事 高齢介護課に係る3点でございます。

質問番号8番、加齢性難聴につきまして、加齢性難聴は認知症のほか、コミュニケーションの障害原因となり、社会的孤立、鬱を引き起こす原因になり得ると認識しております。

先ほど委員からご紹介ございましたとおり、本制度につきましては創設して終わりというのではなく、効果的に補聴器を活用していただかなければ意味がないとも考えております。そのため、東京都港区の事例を含め、先進自治体の動向も確認しながら研究を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号9番、高齢者福祉の制度はこれまでも社会状況の変化に合わせ制度の目的を基に総合的に見直しを行なっており、より必要とされる支援策等を構築してきたものと認識しております。

今後も少子高齢化の進行に伴い、高齢者単身世帯、後期高齢者などの増加も見込まれており、医療、介護サービスや見守り等の日常的な生活支援の需要はますます増大してまいります。

このような中、全ての高齢者が住み慣れ

た地域で安全・安心に暮らしていける環境づくりを進めていくことは非常に重要であり、将来を見据えつつ、今の時代に合った制度構築について常に考えていく必要があると考えております。

このような考えの下、直接的、間接的問わず生み出された財源効果を高齢者にとってよりよい効果的な施策にしていけるよう、検討してまいりたいと考えております。

最後、質問番号11番です。

シルバー人材センターの令和3年度の実績で申しますと、配分金は1人当たり年間約47万円、月額で申しますと4万円程度になってまいります。

このような状況の中、現在会員の手取り額に影響を与えることなく、安定的な事業運営を可能とするため、シルバー人材センターとインボイスについて協議を重ねているところでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 次に、木下部参事。

○木下保健福祉部参事 質問番号13番、生活困窮者自立支援制度の中で、住居確保給付金についてのご質問にお答えいたします。

本事業は、コロナ対策といたしまして、令和2年度に要件が緩和されてこれまで事業を実施してきております。

事業の実績でございますけれども、令和2年度には105件の申請が、令和3年度には55件の申請がございました。

国におきましては令和5年度も継続してこの制度を実施するということで確認しておりますので、今後も相談、それから支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、質問番号14番、生活保護

の職員体制についてのご質問にお答えいたします。

生活保護業務におきましては、現在12名のケースワーカーを配置しております。

一方、生活保護世帯につきましては令和5年1月現在で1,176世帯となっており、ケースワーカー1人当たりの平均は98世帯という状況でございます。国におきましてはケースワーカー1人の法定の標準数が80世帯となっておりまして、本市の現状はこれを上回っているというふうになっております。

また、女性ケースワーカーは令和4年度に一人が配属となり、現在も職務に従事しているところでございます。

なお、ケースワーカーとして配属をするには社会福祉士などの資格所持者でありますとか、大学で一定の科目を履修していることなどが要件となっております。

ただ、近年は特色のあるカリキュラムを組んでいる学校が増えているために、卒業されてもこの要件を満たしていないというような職員が増えているということで人事担当より聞いております。

このような状況ではございますけれども、職員体制が確保できるように今後とも人事担当と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 次に、浅尾課長。

○浅尾保健福祉課長 17番目のご質問に答弁させていただきます。

PFOAに関しましては、これまで市からの要望、それから、市長が環境省へ赴き、実情等も説明をされておりますけれども、その後の専門家会議の設置につながっているものと考えております。

さきの国会における衆議院の環境委員

会における国の答弁で、まず、健康影響調査に関する科学的知見、専門的な見地からの議論が重要で、検討結果を基に国民の安全・安心の取組を進める旨の答弁がございました。

また、結論が出てからということではなく、議論の状況について随時摂津市等の地元自治体に対して情報提供する旨のご答弁もいただいている状況でございますので、引き続き国からの情報等をしっかり注視し、関係課との連携を図りながら状況の把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 菰原課長。

○菰原環境政策課長 環境政策課に係ります2点について、再度のご質問にお答えさせていただきます。

18番目のPFOAに関するご質問でございますけれども、まず、水質汚濁防止法上の排水基準に関するご質問でしたが、これまで大阪府が主催する神崎川水域PFOA対策連絡会議の場において、市内化学メーカーから下水放流水の濃度測定結果が報告されております。

下水放流水の濃度について基準はないものの、排水基準設定の考えを参考に暫定指針値の10倍を目安に管理を大阪府とも当該市内化学メーカーに要請しているところでございます。

下水放流水の濃度は非公開を条件に大阪府に提出されておりますが、PFOA対策連絡会議等を通じ、できる限りの情報開示を求めてまいりたいと考えております。

また、先ほどから専門家会議の話題がございましたが、PFOA等に係る水質目標値等の専門家会議で科学的知見に基づいた排出基準等の規制化に向けた判断がな

されると思いますので、そちらの情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、環境研究総合推進費の大阪府での結果につきましては、環境省への問合せを行い、結果公表のめどの確認ができましたら議員の皆様にもお知らせしていきたいと思っております。

次に、環境保全協定に基づく市内化学メーカーとの協議でございますが、協定の前文には公害関係法令等の定めに従って公害防止対策を推進すると規定しており、PFOAは現在水環境全体の暫定的な目標値等が定まっている段階でございますので、現状環境保全協定に基づく協議は予定しておりません。

しかしながら、国に専門家会議が設置される動きがある状況でございますので、繰り返しになりますが、規制担当を担う大阪府とともにPFOA対策連絡会議等を通じて市内化学メーカーの対策を促進してまいりたいと考えております。

続きまして、19番目の質問、地球温暖化対策に関する産業部門の取組についてお答えさせていただきます。

摂津市内の市域における温室効果ガスの排出量は、データから産業部門が一番多い結果となっております。

産業部門の削減について、摂津市地球温暖化対策地域計画の中では、LED等省エネ設備の導入や、エネルギー管理の徹底による削減を対策に挙げております。

民間事業者向けの脱炭素に係る補助については、国や府の補助事業は充実しており、例えば環境省ではPPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業や、大阪府においても中小企業向けのLED照明導入促進補助金等がございます。

本課といたしましては、大阪府並びに関係各課とも連携しながら、温暖化対策の取組に関する支援制度について情報発信の機会を捉えて事業者への周知を図るなど、産業部門の削減につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 次に、安田部参事。

○安田生活環境部参事 質問番号20番、ごみ収集処理事業の2回目のご質問でございます。

収集委託に関しまして、直営の職員の今後についてのお問いでございます。

環境業務課におきましては、収集運搬業務のほか、ごみ減量や廃棄物の適正排出に係る啓発を担っております。ごみの減量化の推進や適正排出の啓発に当たっては、地域の方々との連携のほか、日々のごみの排出状況の把握といったところが重要だと考えております。

また、委員おっしゃいましたとおり、今後のニーズの増加が予測されるふれあい収集、多発化する災害、こういったところの地域の方との連携体制の構築などを考えますと、一定の直営収集の体制の維持は必要だと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 三浦環境センター長。

○三浦環境センター長 質問番号21番、土壤汚染対策の内容についてのご質問にお答えいたします。

環境センターでは、ごみ処理の広域化後、廃棄物焼却炉の廃炉に伴い、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設が廃止となることで、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、特定有害物質等の土壤汚染調査を実施するもの

でございます。

特定有害物質等につきましては、鉛やヒ素など26物質とダイオキシン類の計27物質が指定されておりますが、図面や公害関係届出などによる地歴調査により、調査対象とする範囲や特定有害物質等を確定させてまいります。

続きまして、土壤汚染対策法の改正に係るご質問でございますが、まずは土壤汚染対策関係法令の改正に注視してまいります。その上で、改正がなされた際には法令に基づき対応を行ってまいります。

以上でございます。

○香川良平委員長 山下事務局長。

○山下農業委員会事務局長 質問番号22番の2回目のご質問2点につきましてご答弁申し上げます。

まず1点目、国の令和4年度レギュラトリーサイエンス事業の結果がいつ頃出るのかというお問い合わせと存じますが、農林水産省に確認いたしましたところ、現時点においてはまだ委託研究機関から調査結果報告書が届いていないということで、公表については令和5年度に入ってから、具体的な時期については、現時点では不明であるという回答でございました。

2点目のご質問、その結果が出た場合、市民に対してどのように伝えるのかというお問い合わせと存じますが、市のホームページ等を活用しての公表になるかと思いますが、当委員会といたしましてもまだその調査結果報告書の内容を確認できていませんので、その内容を吟味した上で、それを見られた市民がより分かりやすく、また、不安を持つことのないような周知方法を内部で検討してまいりま

す。

以上です。

○香川良平委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 質問番号25番、企業立地等促進事業に関しまして、リフォーム、家賃補助など、中小企業に対しての新たな支援策についての考えについてお答えさせていただきます。

ここ最近では新型コロナウイルス感染症の流行やエネルギー価格・物価高騰など、企業の経営環境は大きく変化しております。

担当課といたしましても、産業振興アクションプラン懇話会やビジネスサポートセンターを通してのご意見、また、商工会からも情報提供いただき、適切な支援策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 答弁は終わりました。

3回目をお願いいたします。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

1番目、コミュニティセンターです。

PFOAの問題が土壤汚染の対策法に入ってきた段階でもう既に取引が終わって土地の購入が済んでいたら、それは摂津市がもし除去する必要があるとら摂津市の財源であるのかお聞きしたんです。注視していても、1年以内に出るかどうかわかりません。次の年になるかもわかりません。もう既に購入は終わっているよという話になるかもしれないので、今のうちにやったらどうですかとお聞きしたわけです。今それを聞いて、すぐ答えが返ってくるかわかりませんから、お答えは求めませんけれども、市民には使用料、利用料、受益者負担とって高い金額を我慢せえ

とは、傍ら汚染があるかもしれない物件を調査もせず買って、除去費用は税金でというのは、おかしい話やと非常に思うわけです。土地購入に当たっては、きちんとPFOAを含めて土壤調査をしていただくように、土壤汚染対策法はやらなければならないことを決めていますけれども、やってはいけないわけじゃなく、いろいろ心配があったり、いや、いや、うちの土壤は大丈夫ですよとアピールするために調査することも入っているわけです。だから、この要件がないからうちは法的にできませんという答えにはならないわけです。大いに自分たちが必要があれば調査をしていただくことは可能です。ぜひ調査して、それも含めて適正価格を決めていただきたい。要望にします。

次に、自衛隊の問題です。

これもお答えになっていない気がしました、お話を聞いていて。災害時にお世話になるから、だから3週間に短くすることにも応じるんだと、そんなら自衛隊だけですか、お世話になるの。ほかのところ言うてきたら、ほかのところにもどンドン名簿を提供するんですか。自衛隊だけ特別扱いされているわけです。もっと違う警察とか、いろんなところ、お世話になるところは山ほどあると思う。そういうところが、じゃあ、うちも名簿くださいと言うたらどンドン渡すんですか。そうではないと思うんです。きちっと法律に基づいてやる。自衛隊だって、あなたのところ災害があるけど、名簿提供してくれへんから行きませんわなんて、そんなことは言えないわけです。そういうこととはまた別の話です。災害があったら救助に来てもらうのは、自分たちで個人情報保護審議会、諮って、その中でこうすべきですよと言われて、もちろんS

NSとかいろいろそういうのは努力しはったかもしれませんが。でも、そのことよりも自衛隊の申出を、それに対しては何も言わずにすっとやってしまうという、保護審議会をやっている意味がないと思うんです。都合のいいところだけ保護審議会に言うてもらって、保護審議会から注意されたことは聞かないのはおかしいと思っています。

対象者全員に情報提供するのは何も難しいことはありません。対象者全員にきちっと情報と申請用紙と一緒に入れて全員に郵送すれば本人の手元に届きます。こういうことをぜひやっていただきたい。それができない、やむを得ないというのはおかしいです。マイナンバーカードのためにはこれだけの人を割いて、時間を割いてやらはるわけじゃないですか。個人情報を守るためにもしっかりと若者の意思をちゃんと確認してください。まずもう根本としては憲法第13条に基づく自己情報コントロール権の侵害となりますので、名簿の提供はやめるように要望してこの質問も終わります。

次に3番目、マイナンバーカードです。

私は代理人の緩和をしてくれと言うているわけではないんです。緩和をしたら先ほどおっしゃったなりすましであるとか、様々な問題がやっぱり出てくるんです。漏えいであるとか。緩和をすることが問題じゃなくて、本人さんがどうしても必要だと思っていない人にまで無理やりに誘導してマイナンバーカードを持たせようとする、そのやり方がおかしいと言っているわけです。ポイント還元などの誘導策とか、保険証廃止などの事実上の強制でカードを全国民に持たせようとしていますけど、カードの所有はあくまで任意です。

今回マイナンバー法との関連でも最高裁で判決が出ています。住民側の敗訴という形です。判決の中身は、個人番号法はその利用範囲を社会保障、税、災害の分野に限定することで個人番号で検索、管理される個人情報に限定している。厳格な運用をなされていけば問題はないというのが最高裁の判決でございます。厳格な運用が必要なんです。民間にばっと流すような、そういうことをやってはいけないと思っています。様々なデメリットやカード保有強制でないことを市民にぜひ伝えてください。また、無理やりな誘導策をしないようにしてください。情報管理は万全を期すように、何千枚も毎日数えるのは大変やと思いますけれどもお願いします。

政府に対して現場から強制的な政策をやめるよう、声を上げることも要望してこの質問を終わります。

続きまして、8番目、加齢性難聴の補聴器補助金の問題です。

これはぜひ前向きに進めていっていただきたい。やるからには本当にいい内容、喜ばれる内容にしていっていただきたいので要望とします。

次、ひとり暮らし高齢者の緊急通報装置です。

限られた財源とおっしゃるんですけども、高齢施策の中だけでなく、市全体の予算から見れば見直すところはいろいろあると思うんです。例えば産業振興課の南千里丘分室も入っている会館の商工会の家賃、予算書51ページ、建物貸付収入では年間100万2,000円、月額わずか8万3,500円、あの広さで市民的には考えられない安さです。お店の使用料で受益者負担と言わはるんやったら、この家賃をもっと引き上げるなど、考えることはあ

るはずやと思います。高齢者の施策の中だけでビルド・アンド・スクラップ、こんなことを言わないようにしていただきたいので要望して終わります。

シルバー人材センターです。

少ない年金で暮らしていけず、シルバーの仕事をしている方もいらっしゃいます。年金はもうさらに引き下げられ、この上消費税を払うというので本当に大変過ぎます。市としても寄り添った対応をぜひしていただきたい。

インボイスは中小業者、小規模事業者にとっても新たな消費税増税と言われていきますけれども、営業の危機を招きます。インボイス導入撤回を国に求めるように要望してこの質問も終わります。

13番目、生活困窮者自立支援事業です。

住居確保給付金、これは一応続けるというお話です、ぜひ丁寧な寄り添った対応、必要な人に使っていただけるようにしてもらいたいと思います。

また、最後のセーフティネットは生活保護です。ぜひそちらにもちゃんとつないでいただきますようによろしくお願いします。要望とします。

次は、生活保護事業です。

ケースワーカーさん1人当たり大変多いということで非常に大変やと思います。ぜひ人事にも要望していただいて、職員の方、しっかり確保していただきたい。

ケースワーカーさん、女性が今お一人です。複数で配置してもらえるように、なかなか大変な仕事やと思いますけど、よろしくお願いします。

いのちのとりで裁判、生活保護の基準が切り下げられた問題に対して起こされた裁判です。大阪地裁判決を皮切りに5つの地域で勝訴をしています。生活保護はただ

生きてさえいられればよい最低限ではなくて、人として尊重される健康的で文化的な最低限度の保障です。国は基準引下げを今回はやろうとしていたんですけど断念したとも聞いています。この物価高のもと、引上げが必要だと思うんです。これもぜひ国に要請するようお願いいたしまして要望といたします。

17番目です。

成人健康診査事業のところでPFOAのことについてお話をさせていただいています。

皆さん、国が専門家会議をやってはるからとおっしゃるんですけど、専門家会議の中でどれだけこの摂津市のことが伝わっているかという問題なんです。それがよう分からんところで何かしてはるからただ見ていると、受け身で待っていますというのでは、市民の不安は解消されないし、出てきたものが私たちの心配に伝えてくれるものにならないと思うんです。ぜひ市長にもう一回行っていただいて、摂津市でちゃんと健康影響調査をやってください、血液検査やってくださいとぜひ頼んでもらいたい。これも要望にしておきます。

次、18番目です。

これもそうです。どんどんどんどん責任のなすりつけ合いみたいな話になっているんです。市は基準がないからと言うし、大阪府も基準がないからと言うし、基準をつくる国は専門家会議がと言うし、専門家会議だって、そんな責任を押しつけられたって、何もかんも分かっているわけではありません。今現に摂津市で放流しているPFOAの含まれた汚染水があることについて環境省は知らなかったわけです。もうつくってないねんからそんなもの出るはずがないと思って事故のときだけをつく

りましたと言っているわけです。やっぱり摂津市の現状を言いに行ってもらわなあかんと思います。市長は私が行ったから専門家会議が開かれるようになったとって代表質問の答弁でもおっしゃっていたわけです。そう言わはるんやったらもう一回行って、摂津市の現状はこうですと、土壤汚染対策法についても、水質汚濁防止法についてももっと実効性のあることをやってほしいとぜひ訴えていただきたい。要望にします。

次、19番目、温暖化対策事業です。

産業部門にもいろいろ働きかけているというお話でございました。ぜひそれはもっともっとしっかりとやっていただきたい。使えるいろんなことも、もちろん企業さんにこんなんも、あんなんもあるよと教えてあげたらいいと思うんです。それだけではなく、それが地球環境のために絶対に必要なやるべきことだという、そういう合意を得ていただきたい。

この計画は、目標値など国に倣ったものです。世界的に見て日本の取組はすごく遅くて弱いんです。もっと高い削減目標、本来持つべきだと思っています。そういう意味も含めてしっかり進めてほしいです。

住宅店舗リフォーム助成制度、先ほどから何回か言っています。これと省エネ住宅の支援、援助金と合わせて使えるとか、そういう工夫もしてもらえると利用がさらに増えると思います。摂津市の中小業者の支援にもなると思いますのでぜひ考えてください。要望としておきます。

20番目、ごみ収集処理事業です。

直営をなくすわけにはいかないと熱い思いを持っておられると受け止めました。ぜひ直営の皆さんの役割をしっかりと果たしていただきたいです。現業不補充ではも

うあかんですよという声を現場から上げていただきたい。要望としておきます。

21番目、環境センターの維持管理事業です。

これも先ほどから何回も言っています。土壤汚染対策法に入ったときにはもういろんなことが進んでいて終わってしまっているでは駄目なんです。前もってそれがもう動き出しそうなことが今分かっているわけです。1年か2年かの差で入ってくる可能性が高くなっているわけですから、今からきちっとやるということが市民の不安に伝えることと思うんです。ぜひよろしくお願いします。要望にします。

農業委員さんの分です。

農林水産省にきちっと聞いていただいたということです。これはありがたいと思います。令和5年に入ってから報告が出るということです。令和6年、7年にならんようにしっかり早く出してくださいと言うてください。

それが出てきたら、これもしっかり市民の皆さん、みんなが関心を持っていることですから、ぜひ分かりやすい形で示していただきたい。風評被害を非常に心配しておられる方もいらっしゃるわけです。本当のことをしっかり知らせる、これが風評被害を防ぐ第一だと思いますので、ぜひよろしくお願いします。要望とします。

18番目です。

一番根本のところですよ。もう何回も言うているので、繰り返しになります。やはり水質汚濁防止法にしても、土壤対策汚染法にしても、受け身じゃ駄目だと思うんです。本当に上が何か決めてくれるのを待っているじゃなくて、その決める内容に摂津市のことをちゃんと入れてくれとぜひ言いに行っていたいただきたいので、これも要望と

します。ダイキンさんともしっかりと話し合いをしてもらいたいことも要望しておきます。

次は、創業支援の家賃です。ぜひ前向きに進めていただきたいと思いますので要望にします。

○香川良平委員長 増永委員、創業支援も先ほど2回目で要望されています。

○増永和起委員 2回目で終わったんやね、ごめんなさい。

○香川良平委員長 その前段の質問も終わっています。

○増永和起委員 25番目だけ残っています。すみません、申し訳ないです。ぐちゃぐちゃになっちゃって、すみません。

立地促進の分です。

中小企業の支援策をぜひやっていただきたいです。大企業含めてですけども、交付を受ける企業は摂津市の産業振興に寄与することを努力目標にされていると思います。これについてどれだけの貢献がなされているのかを検証すべきだと思います。先ほどの環境の問題に関してもそうですけれども、やはり大企業に対して今ぜひやってほしいのは賃金引上げなどの申出をすべきだと思いますので要望とします。すみません、重なってしまったのが1個あったみたいで、申し訳なかったです。

以上です、終わります。

○香川良平委員長 増永委員の質問が終わりました。

ほかに質疑はございますか。

松本副委員長。

○松本暁彦委員 それでは、質問等をさせていただきます。

これまでも各委員から多くの議論がございました。その点につきましてはもう省略する、あるいは要望等をさせていただきます

たいと思います。

まず1点目、予算概要の26ページの自治活動推進事業、これはまちづくり条例についてです。これも各委員でもう既に議論がございました、内容についても理解をさせていただきました。

これは会派の光好議員がずっと取り組んで提言をしてきたものと認識をしております。ようやく手がけるということで、その点は評価をいたします。ぜひとも自治会活動の促進、そして、加入率増加への取組もしっかりとこの条例に反映できるように対応していただくよう、要望いたします。

続きまして、2番目、予算概要28ページの市民活動情報共有サイト運営等業務委託料、これについても前の委員で議論がございました。これは市のイベントや企業のイベント情報を集約して情報共有を広く図るためのものとして計画されているということは理解しました。特に今企業のイベント情報はなかなか収集しにくいという実態があり、商工会に委託することでそのような情報が入るようにしているということは評価をいたします。

中小企業の町として事業者が町の活性化につながるイベント開催への一助にもなると思いますし、地域のイベントと事業者のイベントを合わせて開催することも可能になっていくかなと思います。

そこで、長期的視点でこれはどういうことを期待しているのか、その点をお聞かせいただきたいなと思います。

続きまして、3番目、予算概要30ページの味生コミュニティセンター建設工事基本設計です。

こちらについても各委員で議論がありました。スケジュール等についても理解を

しております。

また、先日の協議会でも多くの質疑がありましたけども、改めて市民に開かれた設計ということを検討しているということですけども、その点をもう少し詳細にどう検討されているのか、お考えについてお聞かせください。

続きまして、4番目、こちら市民課になります。予算概要34ページの戸籍事務事業についてです。

これは最近ニュースで出ておりましたけれども、戸籍に振り仮名を振るということでお聞きをしておりますけども、その点どのような内容か、そして、何のためにするのか、市の見解をお聞かせください。

続きまして、5番目、これは少し飛んで、予算概要70ページの墓地管理事業のところ です。

これも前の委員等でも議論がございましたし、私のほうでも一般質問、あるいは決算のところ で質問させていただいております。

市営墓地の募集への応募というのは例年10件近くあると認識をしております。そのような市民ニーズに応えるためにも市営墓地の管理は適切に行っていかなければならないと考えます。

市営墓地の無縁墓地の扱いについて条例上はどうなっているのか、その点をお聞かせください。

続きまして、6番目、これは文化スポーツ課になります。これも全体の総括の話になるかなと思います。

スポーツ教室も今年度実施をするということで、会派として要望しており、その点は高く評価をいたします。

この3年間のコロナ禍で様々なイベントが中止を余儀なくされてきました。今年

こそは感染症の影響を受けずにイベント等が開催できるものと予想、期待をしているところでございます。

そこで、アフターコロナでの文化スポーツイベントの復活に向けての取組というものをどう考えているのか、総括的にお考えをお聞きしたいなと思います。

続きまして、高齢介護課です。7番目、予算概要46ページの敬老祝い金についてと。

この敬老祝い金については決算での委員会でも指摘をさせていただきました。制度の趣旨に沿った取組はどうあるべきなのかというところ、それをしっかりと検討され、このように具体化されたということは時代の流れに応じたものであり、適切であると評価をいたします。

前の委員の議論でもございました。やはりこれは手渡し が望ましいのではないかとということで、私も同様に考えます。これまでお金の中で口座振込が本当にその意義に沿ったものかというところがちょっと疑問が生じるという中でもこういう形になったと思うんですけども、それを踏まえて手渡し、会ってのお祝いを述べるということは大切かなと思います。

ただ、これまでの民生児童委員を通じての手渡しが負担軽減の方向性と相反することでもあるとは認識をしております。そのためか、本市は郵便局と包括連携協定を結んでおります。郵便局の配達時に手渡しでお祝い品を該当者に渡してもらおう。置き配とか、そういうものではなく、そして一言おめでとうございませうと言っておくとか、そういうことが調整できないのか、ぜひ検討していただきたいなと思います。これについては要望とさせていただきます。

続きまして8番目、予算概要の46ページ、緊急通報装置です。

これもまた会派の光好議員がこれはずっとサービス拡大すべきと、高齢者の安全上でも必要なものであるということで強く提言をしてきたということで、それを具体化されたということで高く評価をいたします。

この中身についてはもう既に各委員さんの方でも議論をされております。理解をいたしました。ぜひしっかりと周知等を行って、必要な方に届くように取り組んでいただくように要望とさせていただきます。

続きまして、障害福祉課になります。9番目、予算概要50ページの障害者権利擁護事業について。

障害福祉サービス従事者を対象に虐待防止研修を実施するということですがけれども、やはり虐待防止というのは非常に児童も含めて様々なところで必要になってくることかと思っておりますけれども、この研修を実施するという背景、また、きっかけについてどういふものかお聞かせください。

続きまして、生活支援課に移ります。

予算概要62ページの生活保護事業の中で、生活保護法にのっとった取組の実効性についてというところで、不正受給対応というのが必要不可欠かと思っております。市民の税金を適正に利用していることが求められます。

昨年12月の議会の一般質問でもこの件は取り上げられておりました。そこで不正受給の状況等についてどのようなものかお聞かせください。

続きまして、保健福祉課に移ります、11番目。予算概要62ページの産学官民プラットフォーム運営負担金についてと。

この産学官民連携プラットフォーム運

営負担金について、この取組内容についてどのようなものかお聞かせください。

続きまして、12番目、同じく予算概要62ページの健都ポータルサイト構築負担金について。

こちらはこの内容についてお聞かせください。

続きまして、13番目、予算概要64ページの感染症予防事業の中で健康被害調査委員会の経費が計上されております。

コロナワクチン接種は今年度も続けられるということで、コロナワクチンの接種歴の管理もしっかりと適正に進めることが求められます。

そこで、本市のコロナワクチン接種に関わる接種データ等の保存がどのようになされているのか、お聞かせください。

続きまして、14番目、環境政策課に移ります。予算概要70ページ、省エネ住宅支援補助金について。

これもこれまでの各委員の議論で内容についてはある程度理解することができました。

そこで、住宅への太陽光発電設備や家庭用燃料電池システム等の設置費用を補助するという点で、設置費用から保守点検、そして廃棄も含めて一般家庭での太陽光発電のトータル面での経済的効果というものはどう認識されているのか、お聞かせください。

続きまして、15番目、これも各委員からも議論がございました、PFOAについてということで、それぞれの状況についてはいろいろと理解をいたしました。

PFOA対策で重要なことは市民の不安解消とPFOAの除去、敷地内からの漏出防止、そして、風評被害防止の大きく3点であろうと今私は考えております。しっ

かりとPFOA対策を行うことは市民の安心につながります。国、府、そして、当該企業と連携して着実に進めていくことが必要と考えますけども、令和5年度の取組、市としてどのような取組というのを総括的に、これまでの細かい議論がありました、総括的にお聞かせいただきたいなと思います。

続きます、16番目です。環境業務課に移ります。予算概要の72ページです。

ごみ収集処理事業のところで、会派として広域化を機会に、本市のごみ行政をしっかりと改革すべきと提言をいたしました。その心は当然ながら市民サービスの向上のためであり、持続可能な環境行政を実現するためであります。

今回持込みごみの処理手数料の段階的な引上げについては、激変緩和ということ認識をしております。どう進めていくのか、その対応をお聞かせください。

17番目、予算概要74ページ、環境センターです。広域化後のごみ搬入の指導等について、令和5年4月1日から茨木市の環境衛生センターへ移る中で、事業者等への持込みごみの搬入等の指導についてどう連携するのか、どう考えているのか、お聞かせください。

続きます、18番目です。産業振興課に移ります。予算概要78ページです。

ビジネスサポートセンターについてです。会派としてビジネスサポートセンターの機能拡充を要望してまいりました。今年度は相談枠を拡充するというもので評価をいたします。

ビジネスサポートセンターでは山之内センター長がすごく活躍をされ、その手腕を高く評価され、鳥飼まちづくりでも別事業で市と連携をされていることも認識を

しております。

ビジネスサポートセンターを継続することが非常に重要と考えております。センターが相談者や商工会、そうした人脈からネットワークを構築して、新たな事業、イベント、サービス、製品を生み出すことまで実現させることがビジネスサポートセンターの成功と言えるのではないのでしょうか。

そして、創業支援からできた例えば製品が摂津優品に認定して、ふるさと納税寄附金の返礼品にまで採用してもらい、そういった流れもつくることも本当に必要と考えます。

さらには、他の大阪府よろず支援拠点といった、他の経営相談所とも連携をすることで、よりニーズに応じた相談支援を可能にしていくことが望ましいと思います。

しかとその先を見据えた在り方を市として認識し、ビジネスサポートセンターの方向性を各課と商工会とも連携しながら、協力しながら取り組まれるように、これは要望とさせていただきます。

19番目、予算概要80ページ、消費生活相談事業の特殊詐欺防止の取組についてです。

こちらについてもマグネットシールをつける取組をするということで理解をいたしました。

警察の安まちメールにもありましたけども、市内でも特殊詐欺被害が生じております。

そこで、市の現状の被害状況を把握されているのか、そして、今年度の防止の取組、総括的にお聞かせください。

質問は、1回目は以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。
丹羽次長。

○丹羽生活環境部次長 質問番号2番で
ございます。

市民活動支援事業、市民活動情報共有サ
イトの構築についてでございます。

サイトにつきましては、当然ですけれど
も、鮮度とか、新鮮で詳しい情報提供とい
うのがもう短期的、常にやっていく目標に
なってきます。

長期的に見たときには、情報提供いた
くときには必ず登録をしていただいて、そ
こに情報提供いただくと、最初は、させて
いただきますので、そこに情報提供いた
く市民公益活動団体、企業等の方々の情報
をこちらのほうで持つことができますの
で、それを生かして市民公益活動等を推進
していくことに活用していくことができ
るのではないかとこのように思っております。

それと、もう一点は、先ほどこれも副委
員長からちょっと触れていただいたんで
すけれども、様々な形の協働がございま
すけれども、企業と市民公益活動団体の協
働というのが少し弱い部分がございました。
商工会にお伺いしますと、企業のほうでは
CSRの観点でいろんなことをしたいん
ですけど、どこにスポンサーになったり
とか、いろんなお困りのところがあったよ
うに聞きます。

一方で、市民公益活動団体につきましては
は、資金の調達というのが一つ課題でござ
いました。ここが将来的には企業と市民公
益活動団体がマッチングできれば、新たな
協働の形が出来上がり、市民活動がより活
発になっていくということも長期的には
視野に入れて進めてまいりたいというふ
うに考えているところでございます。

続きまして、質問番号3番、(仮称)味
生コミュニティセンターの開かれたコミ

ュニティ、コミュニティの活性化というこ
とだとは思いますが、どういふふう
に考えているかということでございます。

まず、コミュニティの形成に多世代が集
うということの一つキーワードに挙げて
おります。

ハード的には広いロビーでございます
とか、広場を今計画でしているところ
でございます。

そこに様々な多世代の方が集うこと
によって、新たなコミュニティができる、見
えてくるのではないかとこのように思
っているところでございます。

今回、地域懇談会の中で、高齢者の方
を中心に使って、活動していただい
ております地域福祉委員会等の活動も、
こちらのほうでやっていただけるとい
うことに正式に決まれば、高齢者の方
がコミュニティセンターを使ってい
ただけ、ロビーを使ってい
ただけということになると思
っております。

また、小さなことではございますが、今
コミュニティプラザ等では本の予約シ
ステム、これは図書館の本の返却、あ
と貸出し等もさせていただいていま
す。これも図書館の本を利用される
方がコミュニティセンターに足を
運んでいただければ、ロビー
に入っていただければそこでまた
新たな出会い等があるんじゃないか
というふうに思っております。

また、コミュニティプラザでは、自主
学習の機能、自習するスペースが
ございます。ここは開設、コロナ禍
であっても机数台なんですけど置
いていたら、常にたくさんの
学生さんとか、勉強されている
ような状況がありまして、この
ようなところもいいところは参
考にさせていただいて、新しいコ

コミュニティセンターに入れば多世代の交流のきっかけになるんじゃないかなというふうに思っております。

多世代が集う仕掛け、きっかけをつくることによって、新たなコミュニティを創造してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 次に、森口課長。

○森口市民課長 市民課に係ります2つのご質問にお答えさせていただきます。

まず、質問番号4番、戸籍に振り仮名を振る件でございます。

現状戸籍は漢字のみの記載となっております。住民基本台帳や出生届等で読み仮名を記載するのはあくまで便宜上の話であって、戸籍法では氏名の読み仮名に関する規定がございません。行政のデジタル化に合わせて読み仮名をつけることで個人データを検索しやすくし、事務処理の効率化を図ることを目的としております。

また、これを行うことによってマイナンバーカードへのローマ字表記へとつなげていきます。現在マイナンバーカードは海外移住する際に返納する必要がございます。今後海外でもマイナンバーカードを継続して使えるようにすることを目指しております。

続きまして、質問番号5番、市営墓地の無縁墓地の条例上の扱いでございます。

条例上は使用者が所在不明になって7年を経過すれば使用権が消滅し、使用権が消滅してから5年を経過すれば、お墓を一定の場所に改葬、または移転することができます。そのため、計12年を経過すれば墓の撤去が可能となります。

以上でございます。

○香川良平委員長 次に、妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 質問番号6番、アフターコロナにおける文化スポーツ活動の支援についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症による影響は令和4年度も引き続き見られたものの、ワクチン接種率やウイルスの特性の変化とともに行動制限にも緩和の動きが見られました。文化やスポーツのイベントも感染症対策を徹底しながら再開していくことができました。

実際に開催いたしました美術展や芸能文化祭、マラソン大会などではまだコロナ禍にあって、3年前と同じとまではいかなくても多くの市民の皆様にご参加いただくことができました。

このように、市民の皆様の文化スポーツ事業への関心はコロナ前と余り変わらないようにお見受けをしております。活動や発表の機会を提供していくことがアフターコロナにおける支援につながるものと考えております。

この観点から、令和5年度の新たな試みで、美術協会展の開催に合わせて令和4年度の摂津市美術展で優秀と認められた作者の方々の作品を展示する、4賞受賞作品展を同時開催するなど、引き続き文化やスポーツの活動につながる事業を展開してまいります。

以上でございます。

○香川良平委員長 次に、飯野課長。

○飯野障害福祉課長 9番目の障害者虐待防止研修に関する質問にお答えいたします。

厚生労働省が実施しました障害者虐待事例への対応状況調査結果によりますと、令和2年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は、令和

2年度2, 865件、前年度より104件増加しており、年々増加傾向にあります。

このような状況の中で、令和4年度から全ての障害福祉サービス事業所に職員に対する虐待防止研修の実施が義務づけられました。

しかしながら、小規模の事業所も含めた全ての事業所が実効性のある研修を開催することは困難であることが想像されます。

このことから、市内の障害福祉サービス事業所の職員を対象とした障害者虐待防止研修を企画し、昨年10月に実施いたしましたところ、2日間で50事業所、84人が受講いたしました。

このことから、障害防止研修に対し高いニーズがあることを認識したところであり、障害福祉サービス従事者を対象とした虐待防止研修を継続的に実施するため予算化したものでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 木下部参事。

○木下保健福祉部参事 質問番号10番、生活保護の不正受給防止の取組についてお答えいたします。

本制度は健康で文化的な最低限度の生活を維持することができない場合にその不足を補うもので、受給者の方の届出によって把握した収入額と、保護基準額との差額とで算定をして支給をしております。

不実の申請や、その他不正な手段で保護を受けた場合には、保護の実施機関が費用の徴収ができると生活保護法で定められており、令和3年度の実績では31件の事例がございました。

副委員長からございましたように、ほかの生活保護受給者との公平性の観点や公的な資金が財源であることなどから、不正

受給の防止に努めることが重要であると認識しているところでございます。

そのために、収入の報告義務があることをご理解いただくことが必要であると考えており、生活保護開始時に制度の概要を記載した冊子をお渡しして、権利義務関係の説明をしているほか、家庭訪問の際などにも収入申告について周知を図っております。

また、勤務先から支給される一時金が報告漏れになりやすいため、その時期には注意喚起の文書をお渡ししており、そのほか課税調査や年金受給額の調査、金融機関への預金の照会などにより適正な生活保護事務の実施に努めているところでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 続いて、浅尾課長。

○浅尾保健福祉課長 保健福祉課に係ります3点のご質問に答弁させていただきます。

11番目のご質問でございまして、産学官民連携プラットフォームのお問いでございました。

このプラットフォームにつきましては、多様な企業や国立循環器病研究センター、国立健康栄養研究所などの研究機関、大学、行政と市民の連携により、健康づくりに役立つ健都発の製品やサービスを生み出すとともに、市民の行動の変容を促す仕組みを構築し、推進していくものでございます。

昨年3月に始まりました健都ヘルスサポーター制度は健康づくりに関する企業の新製品や新技術の開発を実現するため、サポーターが試作品等を利用したり、それに対する意見を提案したりすることができ、一方で、企業からは、健康関連の情報が提供されるといった双方向の制度とな

っておりまして、吹田市とともに構築に取り組んでまいりました。令和4年度には健康関連の新たな製品、サービスを生み出すための実証事業を4回実施し、会員数も現状として1,000人を上回っており、次年度についても引き続き実証事業のフィールドとしての役割と市民サポーター獲得に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、12番目のご質問で、ポータルサイトのお問い合わせございました。

健都ポータルサイトは、健都に関する情報発信について関係機関の組織を越えて一元的に行うため、吹田市、摂津市が共同で構築、運営をしているホームページでございます。平成26年度の構築運用開始以来、大幅な改修を行っていなかったことから、改修費用を予算計上、令和4年度にいたしましたけれども、健都の関係機関との協議の中で、吹田、摂津の両市、また、大阪府で別々に管理しているサイトを一本化したほうが今後いいという意見、それから、健都の窓口として、ウェブ上の技術的に新しいサイトとして新たに構築するほうがよいこと、これらの理由から令和4年度に改修は行わず、令和5年度に新法人による運営と併せて新たなポータルサイトを構築したいということで考えております。

構築費用の総額は232万円ほどとなっておりますけれども、摂津市分として77万4,000円を負担するものでございます。

それから、13番目のご質問で、新型コロナワクチン接種の接種データのお問い合わせございました。

新型コロナワクチン接種のデータ保存につきましては、令和3年の接種開始から

ワクチン接種記録システム、VRSから読み取ったデータや接種を実施した医療機関から実際に送られる予診票の情報を基に予防接種台帳に記録をいたしております。

この記録を基に、接種間隔の確認を行い、次回の接種に必要な接種券の発行を行っているところでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 菰原課長。

○菰原環境政策課長 環境政策課に係ります2点のご質問にお答えいたします。

まず、14番目の質問でございます。

太陽光発電設備設置による経済的効果に関するご質問にお答えいたします。

今回の補助限度が想定される5キロワットの太陽光パネルを設置した場合としまして、設置にかかる費用は現在約140万円程度とされております。

太陽光パネルを設置することでの電気料金の削減効果が年間約2万4,000円、2022年度の固定買取価格から算出した売電収入は約8万4,000円との民間データの試算がございます。

これらのデータから算出すると、設置にかかるイニシャルコストは13年程度で元が取れる計算となりますが、定期点検費、廃棄費用まで加味しますと経済的効果のみをもって太陽光発電設備を設置するメリットは計りがたい面がございます。

当課としましては、今回の補助制度を活用することで、家庭における経済面での支援もさることながら、家庭からの温室効果ガス排出を削減することが補助制度の目的であると市民の皆様にはご理解いただきたいと考えております。

続きまして、15番目の質問、PFOAに関する令和5年度の市の取組について

でございます。

PFOAの対応につきましては国から示された対応の手引書では、水環境の継続監視を行い、PFOA等の暫定的な目標値を上回っている飲用井戸所有者につきましては水道水の利用を促すよう、助言等を行うように記載されております。

このうち、本市の役割はPFOA等の暫定的な目標値を上回っている飲用井戸所有者に水道水の利用を促すよう、助言等を行うこととなりますが、水環境の継続監視を担う大阪府とも連携して、引き続き対応に当たってまいりたいと考えております。

また、令和5年1月に設置されました、国のPFASに対する総合戦略検討専門会議の検討の事項に、これまで議論がございましたけども、国民への分かりやすい情報発信、リスクコミュニケーションの在り方がございます。その今後の予定として住民の不安に寄り添い、適切な情報発信を行っていく必要があるとQA集の作成が予定されております。

QAの中にはPFOA等を含む水道水、井戸水を飲用してもよいものか、健康影響を把握するためにPFOA等の血液検査を受けるべきか等がございます。

このようなQA集が示された場合には、風評被害の拡大と固定化を防ぐためにも本市のホームページからリンクを貼り、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 質問番号15番、16番、ごみ収集処理事業、持込みごみの手数料の激変緩和についてのご質問にお答えさせていただきます。

4月からの持込みごみの手数料につき

ましては、今後茨木市環境衛生センターでの処理になりますことから、茨木市へお支払いいただくこととなります。

茨木市におきましては、ごみ処理手数料、これまで本市と同額であった、10キロ当たり60円を、令和5年4月から90円に改定されることとなります。

今回の対応につきましては、広域化に伴いこれまでの処理手数料負担が増加することへの激変緩和措置とし、事業所には茨木市の改定額でお支払いいただくこととなりますが、令和5年度は据置きとし、令和7年度まで段階的に改定となるよう、補助を行うものでございます。

対象につきましては、定期的にごみ処理の負担を行っている事業者を対象とした措置としております。

そのため片づけごみなど、単発的に持ち込まれる事業者及び家庭ごみは激変緩和の対象とはいたしておりません。

また、ご案内につきましては、個別に対象事業者へ案内をさせていただき予定といたしております。

なお、定期収集で排出される家庭ごみについては、これまでと同様に無料となっておりますことから影響は生じないものと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 三浦環境センター長。

○三浦環境センター長 質問番号17番、環境センター維持管理事業に係るごみの持込みについてのご質問にお答えいたします。

摂津市と茨木市では焼却方法や搬入されるごみの前処理施設、ごみの持込み時の手続などに違いがあるため、広域ごみ処理開始後に苦情やトラブルが発生する可能性が想定されます。

そのため、茨木市へのごみの持込み方法や注意点など、ホームページや広報を用いて事前に周知するとともに、環境センターにごみを持込みに来られた市民や事業者の皆様に応域化後のごみの持込み方法の詳細なお知らせのチラシを配布し、広域化後の苦情等の発生防止に努めております。

また、摂津市の一般廃棄物収集運搬許可業者に対しましては、収集ごみの展開検査を実施するほか、茨木市が事業者へ配布している事業系ごみの適正処分に関するパンフレットと同じものを渡し、事業系ごみの適正分別及び収集運搬を指導することでトラブル等の防止に努めております。

今後も業者連絡会等を通じ、一般廃棄物収集運搬許可業者の皆様へ様々な情報提供等を行いながらトラブル等の防止に努めてまいります。

以上でございます。

○香川良平委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 質問番号19番、産業振興課に関わります消費生活相談事業についてご質問にお答えさせていただきます。

特殊詐欺被害防止に係る本市における被害状況と今後の取組ということでございます。

摂津市におけます特殊詐欺被害につきましては、大阪府下の傾向と変わらず、令和2年から増加傾向でございます。

件数につきましては、令和2年が11件、令和3年が16件、令和4年が29件でございます。

詐欺の種類では、還付金詐欺が半数近くを占めており、そのほかではキャッシュカード詐欺盗、架空請求詐欺、預貯金詐欺で大半を占めております。

特殊詐欺被害防止の取組につきまして

は、啓発活動が中心になりますが、今後も消費者安全確保地域協議会で検討いたしまして、連携強化を図りながら実施してまいります。

また、担当課の活動としまして、摂津警察署が行っている街頭啓発に合わせて自動通話録音装置の周知活動を新たに行いました。

今後も継続して取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 答弁は終わりました。

2回目をお願いいたします。

松本副委員長。

○松本暁彦委員 御答弁ありがとうございます。

引き続き2回目の質問、一部要望もでございます。

2番目の市民活動情報共有サイトについてです。

ありましたように企業と地域とを結びつける、非常に期待されるものと認識いたしました。ある意味このイベント活性化に向けた中間支援組織的なものになるのではないのかなと認識しております。それらあるべき姿をしっかりと見据え、商工会に委託する際にはその方向性がずれないように話し合い、議論協議を進めていただきたい。要望とさせていただきます。

味生コミュニティセンターの基本設計、市民に開かれた設計についての質問です。広いロビーと、フリースペースを拡大していく。そして、多世代が集う仕掛けをしっかりとつくっていくと認識をいたしました。

やはり拠点となるための設計は本当に大事だと思います。そして、運営面も、設計と併せてどういう形で運営していくか

も踏まえた上で考えていくかが必要になってくると思いますので、よろしく願いいたします。

また、この前の委員の議論でもありましたけども、現地建て替えが困難な理由で、新しいところに土地を購入して造るということで、公民館の機能が失われる期間を回避するものだと思います。そのことについて改めてどのような市民からの具体的な要望とか、一度説明をしていただきたい。

4番目の戸籍事務事業についてです。

今意外と知られなかったんですけど、戸籍上の振り仮名がないということです。そして、個人データの検索の容易性、また、マイナンバーカードがローマ字で記入されることで海外でも使えるようになる利点があると理解はしました。

具体的に今後のスケジュールについてはどのようなになっているのか、お聞かせください。

続きまして、市営墓地の管理の件です。

条例上については12年経過すると改葬等ができることで理解をしました。以前からも指摘をしております。現状、条例上の取扱いがなされていないのではない課題について今後どうしていくのか、その点をお聞かせください。

続きまして、6番目です。

アフターコロナでのイベント復興についてです。しっかりと取り組んでいくことで理解をいたしました。

市民体育祭の復活とか、様々なイベントの復活に関してもしっかりとサポートできるように、そこは摂津市全体のイベント復興、スポーツ振興という点でも取り組んでいただきたい。今年度は皆さんやる気に満ちあふれていると思います。

また、今日から国はマスクの個人の判断

でとなっております。そして、5月8日から2類から5類になります。各施設等、マスクの着用とか、もろもろについても速やかに状況に応じて修正、対応処置をするように要望をいたします。

そして、少しでも制限を解除して、制限を開放して、ふだんのこれまでの生活、その上でのイベント、行事を取り戻していく、それは積極的に担当部署として取り組んでいただきたい。

これはコロナ禍でも本当に多くありました。他市では人数制限とか、様々解除されて、でも本市は解除されていないとか、あるいは逆のこともあったり、それは非常に市民から陳情が多かった案件です。その点は速やかに状況に応じて適切に対応していただくように、時期を失わないように取り組んでいただきたい。

続きまして、9番目です。

障害者権利擁護事業の虐待防止の研修です。高いニーズがあることは理解をしました。個別ではやはりなかなか小さな事業所で研修は困難であろうと、その中身をどうすべきか悩ましいと思います。

そういった中で、これを実施することの意義は理解をいたしました。虐待相談が約2,800件もあるのも驚きです。こういったことをしっかりと防止をしていかなければならないと思います。

そこで、具体的に、実際何をするのか、研修の内容についてお聞かせをいただきたい。

生活支援課の保護受給対応についてです。どうしても不正受給があるということでその防止に努めることは理解をいたしました。やはり公平性の観点からもしっかりと不正受給の対応を進めていただきたい。そういった意味では先ほど前の委員が

ございましたように、ケースワーカーの1人当たりの負担が大きいところも改善をしていく、ケースワーカーを増やしていくことが不正受給の対応にも必要と思います。どうしても物理的にいっぱいいっぱい、なかなかそっちまで手が回らないこともあろうかと思えます。これについては会派の光好議員も前々からずっと問題視をして、提言をしておりました。私からもしっかりとケースワーカーの増員等も含めた不正受給対応を要望いたします。

保健福祉課の中で重層支援体制と言われております。これは当然生活支援課にとっても非常に重要な担当かと思えます。様々な制度の漏れから人々を、隙間に落ちていく人を救う点で重層支援体制の中での重要な役割は生活支援課が担っていると思えます。困窮者の自立支援も含めた取組は非常に大きなものと思えます。令和5年度もしっかりと取り組まれるようお願いをします。要望とさせていただきます。

産学官民連携プラットフォーム運営負担金についてです。この内容についてはおおむね理解をいたしました。

プラットフォームということで、健都の発展には全体をマネジメントできる、エリアマネジメント組織が必要不可欠であると私は従来提言をしておりました。新年度に先ほど新法人という言葉も出てきました。エリアマネジメントとしてどのような展開を見込まれるのかお聞かせください。

健都ポータルサイト構築負担金についてです。新法人による新たな構築を検討していると、健都のホームページを一般化することで、非常によい取組だと思えます。これについては見やすく、しっかりと協議をした上でつくっていただきたい。要望とさせていただきます。

13番目、コロナワクチン接種歴の保存の件です。

保存状況については理解をいたしました。説明のあった接種台帳の保存期間は国の指定で5年であると認識をしております。新型コロナウイルスは皆様もご存じのとおり、メッセンジャーRNAと、人類史上初めてのタイプのワクチンであって、緊急承認され、長期的な安全性は今実証されていない事実がございます。一例を挙げると、コロナワクチンの有効期間が12歳以上のファイザーのもので令和3年の接種開始から今年1月の間で6か月から9か月、9か月から12か月、12か月から15か月、15か月から18か月と短期間でこれだけ延長されています。ワクチンが非常にせかされて、緊急的に承認されたを示すものです。有効期限を延長するのはまさに臨床試験であることを示すと理解をしております。

過去最多となっているコロナワクチン接種の予防接種健康被害認定は現在進行形で増え続けております。そこには基礎疾患を有する方や高齢者以外の若い方々も生じており、ワクチン量は10分の1といえども乳幼児にも接種をしている状況です。その将来的影響は大きいものと考えます。それを踏まえ、接種歴保存の5年は短く、接種歴の保存期間延長は必要ではないでしょうか。

そこで、予防接種台帳の記録媒体と保存期間やその運用要領も含めて見解をお聞かせください。

続きまして、14番目です。

省エネ住宅支援補助金についてです。経済的効果はなかなかトータル面、廃棄等も踏まえ、当然天候の悪い状況とか、台風が来た場合の保守点検費も含め経済的効果

はなかなかプラスとは言いがたいと理解をいたしました。

昨年の12月議会でも取り上げました。パネルが燃えた場合、消火では泡消火剤が必要になり、消火活動が遅れる可能性を有するなど、設置のデメリットも無視するべきものではないと考えております。

加えて太陽光発電は再エネ賦課金、国民全てに負担金があり、基本全世帯に負担させるもので、設置できない方々が負担を強いられる側面もあります。

これは本市ではないですけれども、メガソーラーでは地域よりも事業者の利益が優先される場面が多々発生して問題となっております。誰のための制度なのか、事業者利益のための制度なのかと、現状の制度に疑義が生じているのも事実であります。

加えて太陽光パネルの製造においては、ウイグル族の強制労働が問題視をされております。この中国の人権侵害に関しては本議会でも意見書を採択しております。

そこで、市の太陽光パネルに関して、中国での強制労働についてはどう見解を、考えを持っているのか、お聞かせください。

15番、PFOAの件です。

令和5年度の総括的な取組については理解をいたしました。国でPFOAのQ&Aを作成しているということです。できれば速やかに市としてもホームページ等に掲載をして、周知をぜひしていただきたい。

また、当該企業が矢板を設置することもお聞きをしております。少しでも迅速にされるよう、しっかりと働きかけを要望いたします。

加えて政府が健康に関する指針も出されるよう国へ働きかけることも要望いた

します。

やはり指針がなければ本当に不安が残ってしまう。その不安が解消されないと市民にとっては非常に残念なことであります。しっかりとその対応が必要だと思いません。引き続き市長も含めた市が一丸となって取り組まれ、令和5年度も対応されるようお願いをいたします。これは要望といたします。

続きまして、16番目です。

激変緩和の件ですけれども、単発や家庭での持込みに関しては、そこはしない。定期的に行われている事業者を対象に激変緩和の補助を行うということで理解をいたしました。

補助をする事業者に対してもあくまでも激変緩和であって、しっかりとその利用者に対して説明、周知をするように要望いたします。

また、会派としてはごみの広域化を機会として、本市のごみ行政改革をしっかりと行うべきと提言しておりました。先ほど増永委員の質疑にもありました。現業職の点については待ったなしの状況とっております。答弁も先ほどもございました。少子化と労働人口の減少により、早い段階から人材確保の準備をしていかなければならないと思います。災害時でも直営の必要性はこれまでも議論されております。

持続可能な直営の在り方を考えたときには、当然現業職の現業不補充が時代の流れで当然必要であったと認識をしております。そして、時代は変わっていく中で、時代に応じた適切な対策が求められております。まさにこの広域化、この時期がそのタイミングではないかなと思います。担当課はそこをしっかりと考えていただき、要望とさせていただきます。

環境センターのごみ搬入の指導等について、私も懸念しているのは4月1日、当初は何かしら混乱が起きるとするのは否定できないと考えております。同じ環境センターの持込みでも茨木市と摂津市との要領とか、現場では何か認識の不一致等も出てくると思います。そういった中で、市としても事業者と茨木市だけのやり取りにならないように、摂津市としてもしっかりと摂津市の事業者について丁寧な対応というものを要望します。

最初、何かしら新しい制度、新しい取組については混乱があります。その対応をよろしく願いをいたします。これについては要望とさせていただきます。

最後、消費生活相談事業についてです。令和4年が29件と被害が続いていると認識をいたしました。少しでもこの被害をゼロにしていきたい、減らしていくことが大切になっていくと思います。啓発活動も、そして、自動通話録音装置による取組も継続的に進めていただきたい。

そういう中、定期的な市民への啓発活動が必要であると考えます。市民の方から紹介されたんですけども、枚方市が実施しているSNS、LINEを使用して、実際にあった内容を特殊詐欺被害防止として注意喚起に活用をしておりました。枚方市はLINEに犯罪発生マップや安まちメール、特殊詐欺情報などを確認できるようにしているのも特徴的であります。

特殊詐欺への注意喚起はこういったより具体例もあったほうが分かりやすいと考えます。市の見解をお聞かせいただきたい。

2回目は以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

丹羽次長。

○丹羽生活環境部次長 (仮称) 味生コミュニティセンターの建設に際しまして、市民からのどのような要望があったかというようなお問い合わせかと思えます。

もともと2019年、令和元年5月に味生小学校区の連合自治会のほうからは要望書が提出されました。要望の内容としては大きく2点ございます。1点は、バリアフリー化、エレベーター化とかをするのに多額の費用がかかるのであればコミュニティ施設を建ててよというようなことが1点ございました。

また、もう一点は、現状の味生公民館、2階建てなので、水害の一時避難所としては不安が残るということで、避難場所としての機能についてのご要望が1点あったかと思えます。

また、昨年地域懇談会の開催に際して様々なご要望、ご意見をいただいております。常に活動されている方がありますので、倉庫でありますとか、備品を軽くしてくれとかというようなご要望もいただいているところがございますが、特に大きかったところが、先ほど副委員長もおっしゃっておられましたが、建て替え時も継続してクラブ活動をしたいというお声は強かったというふうに感じております。これも説明させていただいているんですけども、例えば現地建て替えでやった場合、建て替えながら今の公民館を動かすと、活用してもらうのは物理的に不可能な形になりますので、何年か工事期間中は活動が停止してしまうこととなります。その声も非常に高かったと自分は認識しております。

また、ご承知のように、今現状味生公民館は整備された駐車場、ちょっと靴が汚れる、土のところなので、その駐車場が欲しい。また、駐輪場も整備された区画がござ

いませんので、屋根がある駐輪場が欲しいというような声も強かったと思っております。

様々なご要望をいただいておりますが、できる限り基本設計の中で生かしていただいて、また地元のほうにはご説明させていただきたいと思っておりますのと、懇談会の際にもお伝えしておりますが、一方で、予算の制約等、土地の制約等もございますので、できる限りのご要望は聞きますけれどもできないところもあるというところも説明させていただいて、ご理解いただき、今基本構想を作成している状況でございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 次に、森口課長。

○森口市民課長 市民課に係ります2点についてお答えさせていただきます。

まず、質問番号4番、戸籍に振り仮名を振る今後のスケジュール感ですが、今現在まだ詳細は何も決まっていない状況であります。スケジュールや事務運用、外部委託の可否、振り仮名の収集方法や周知方法などは確定次第通知される予定となっております。令和6年度中の実現を目指しているところです。

続きまして、質問番号5番、無縁墓地の今後の取扱いですが、いろいろと調べておりますと、行政上の手続と民事関係の手続は全く別物でありまして、条例にのっとって正しい手続で処理を進めた場合でも、お墓を撤去してしまうと、後々損害賠償責任を負うリスクがございます。実際の裁判においても100万円単位での賠償命令が出ております。使用権を有する人がいる場合、勝手に墓を撤去したら違法になるため、所在不明の判断をどのタイミングで行うかが重要となってきます。

流れとしましては、所在不明の使用者に対し、1年以内に申し出るよう、官報に掲載した上で、対象墓地の見やすいところに立札を設置し、1年間掲示する必要がございます。

ルール上は1年で済みますが、賠償責任を逃れるには7年程度掲示すべきとの弁護士見解もございます。

近隣他市に無縁墓地の対策状況を確認しております。実際のところどの自治体も頭を痛めている状況で、抜本的な解決策を立てられずにいる状況でございます。

特に、所在不明の所有者の現住所を追う際に、戸籍の公用請求をする根拠がないことに苦慮しております。他市と定期的に情報交換を行い、今後の解決への糸口を探っていきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 飯野課長。

○飯野障害福祉課長 9番目の障害者虐待防止研修の具体的な内容でございます。

昨年実施いたしました、研修のアンケートの結果において、虐待の具体的な事例や対応事例など、実際の支援に即した内容の研修を求める声が非常に多くございました。このことから、実際に障害者の支援に携わっている方を外部講師として招き、実践的な研修を実施したいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 次に、浅尾課長。

○浅尾保健福祉課長 保健福祉課に係ります2点のご質問に答弁させていただきます。

11番のご質問でございますが、健都のエリアマネジメントのお問いでございました。

ご質問にもございましたとおり、令和5

年度には国循ですとか、大阪府が現在行っておりますデータプラットフォームの取組、また、健都コーディネート機能等の運営を国循から独立させた法人として一般社団法人、健都共創推進機構が設立され、同法人が吹田市摂津市の両市が取り組む健都ヘルスサポーター制度の運営を引き継ぐこととなります。

様々な企業等からの健都への連携依頼を一元的に管理し、国循等の研究機関や大学、企業間との連携や市民サポーターとの連携も同法人がコーディネートすることとなりますが、本市としましても同法人や国循、大阪府吹田市を初めとする健都の関係機関と協議を行いながら、引き続き実証フィールドとして実証事業の機会創出、市民サポーターの獲得に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、13番目のご質問でございました、予防接種台帳の保存期間のお問いでございまして、現在この記録につきましては、電磁的記録によるものとなっております、予防接種法施行令の規定により、接種を受けた方の氏名、生年月日などの個人情報と接種実施日、医師の氏名、接種液の種類や製造番号等を記録いたしております。同施行令に基づく保存期間は5年となっております、現状は保存年限には達していないため廃棄はいたしておりませんが、独自に5年以上の保存期間を決めている自治体があることは承知をいたしております。

今後、国の動向や他の自治体の状況も確認を行いながら、保存期間について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 次に、菰原課長。

○菰原環境政策課長 14番目の再度の

質問、太陽光パネルの生産地に関するご質問にお答えいたします。

新疆ウイグル自治区の太陽光パネル部材の生産における強制労働問題が指摘されていることは把握しておりますが、アメリカにおいて太陽光パネル関連製品を生産する一部の中国企業との取引を制限する動きがあるものの、現在日本政府はこの問題に対する明確な姿勢を打ち出していない状況でございます。

このような状況でございますので、今回の太陽光発電設備の設置補助について、特定の地域で生産された太陽光パネルを補助の対象から除外する考えはございませんが、太陽光パネルの製品の性能及び安全性を担保していただくため、財団法人電気安全研究所等の第三者機関による認証証明は求めてまいりたいと考えております。

また他自治体では入札で製品の種類を限定する方針を示す自治体もございまして、市が範を示す意味でも公共施設の太陽光発電設備の整備につきましては、このような事例を調査研究しながら適切に推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○香川良平委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 質問番号19番の特殊詐欺被害防止の啓発活動におけるLINE等の活用について、お答え申し上げます。

本市の広報活動におきまして、LINEは大変有効であると考えております。ただし、LINEの活用につきましては、ガイドラインでイベント情報や緊急情報、魅力発信などを基本としており、啓発活動におきましては、限定的な活用となっております。

しかしながら、ここ最近還付金詐欺のア

が電が急増しているという情報がございますので、臨時的に配信ができないか調整を図りたいと考えております。以上でございます。

○香川良平委員長 3回目、お願いいたします。

松本副委員長

○松本暁彦副委員長 2回目ありがとうございました。それでは3回目させていただきます。

ほぼほぼ、要望で一部質問もございます。

3番目、味生コミュニティセンター建設工事の件です。住民等のお話とそして公民館機能が失われる間も、公民館機能が新しく建てる場合においてもつどいの機会を維持してほしい要望があったと理解をいたしました。

公民館機能をコミュニティセンターに移管することでも理解をしております。そこで受益者負担についてです。そもそも受益者負担というのは何かと。市内公共施設あるいは公共交通機関といった利用において基準を設けて、受益者負担という費用を考えているのか。例えば公民館での会議室利用等、味生コミュニティセンターでの会議室利用で何か金額が増えるからと新たなサービスが受けられるのか。その利用目的は公民館のときと何ら変わらないと考えます。むしろ市として新たな機能、新たに役割を先ほど言われたように、また世代が集える場という形で役割をコミュニティセンターに期待して、そして今機能付与をしているということであれば、そこに従来から使用される方々、従来の使用方法に対して追加負担を求めるのが本当に適切なのか、その議論を今後しっかりと進めていく必要があると思います。

その別府コミュニティセンターの使用

料の金額についても、アンケートから望ましくないということが明らかとなっております。今一度、先ほど伝えましたように設計、料金体系も含めた運営についてもしっかりと並行して検討されるように要望いたします。

4番目の戸籍事務事業についてです。振り仮名の今後のスケジュールは、令和6年度中ということで、これから検討していくということで理解をいたしました。

1点お聞きしたいのは、これで認められない読み方とかなんかいろいろと、最近キラキラネームとかあると思うんです。そういった読み方をジャッジするのはどうしてしていくのか。その点が気になりましたので現状、市としてどう見解を持っているのか、教えていただきたい。

続きまして5番目です。

市営墓地の適正管理で無縁墓地の扱いということで、条例上と民事上ではちょっと違うということで大きな課題であるとは理解をいたしました。本市でも地域団体に管理している味舌下農墓地管理者から無縁墓地を解消するため管理者不明の墓について、弁護士を通じて調査をするとともに、墓地内入り口付近に2区画ほどの大きさの合同塚を設置し、無縁墓の遺骨をそちらに改葬できるよう昨年行い、対応を進めていると説明を受けました。

課長の説明にもあったように、他市でも本市でも無縁墓の改葬も含めた扱いについては、苦慮をしていると思います。

手続上適正でも民事訴訟で損害賠償請求を起こされている事例等も踏まえ、慎重な取組が必要と思います。

しかしながら着実にこのことも対策を進めていかなければならないと思います。そのため適正に管理できる条例外のルー

ルをつくることが必要と思っています。そのことについて市の見解をお聞かせいただきたい。

9番目、虐待防止研修の内容については、実務的な場面を想定していくと理解をいたしました。これによってしっかりと虐待防止を図れるよう取り組んでいただくように要望いたします。また併せて、交流を深める機会としていただきたい。事業所等の横のつながりがコロナ禍でなかなか連携ができないといろいろお聞きをしております。こういった機会を活用して横のつながり、交流深める、グループワークとかを設けるのもよいかと思います。そういった観点からもぜひ活用していただきたい。これについても要望とさせていただきます。

11番目、健都をエリアマネジメントということ。一般社団法人健都共創推進機構が設立され、健都ヘルスサポーター制度の運営も引き継ぐと理解をしました。

私が提言してきたエリアマネジメント組織はどちらかというと、もっと大きい組織体で各種会議体も含めたものでありますけど、そういうものではなく、どちらかというと全体を統制するというよりも、効果的な実働部隊をつくったという認識を受けます。

そこで、推進機構と大阪府、吹田市や本市、国循、健栄研との関わり、役割分担についてはどのようにされるのか、これまでの会議体はどうなっていくのか、その点総括的に分かる範囲でお答えいただきたい。

13番目、接種歴の長期保存の件、運営要領等保存期間は国で5年と定めている。一部、他市では延長していると理解いたしました。先ほど課長がおっしゃったように、一部、他市では独自で接種歴の長期保存に

踏み切ったところがあります。

東京都小平市では30年、千葉県我孫子市では10年としております。ある記事によれば、過去の薬害では、医師の診療記録であるカルテの廃棄が救済の壁となったケースもあります。両市はワクチン接種で将来健康被害が発生するような事態になった場合に備えての措置と説明をしているのです。

厚生労働省も接種を受けた人に対し、接種後に交付される接種済証を各自で保管するよう呼びかけています。廃棄、紛失していた場合、接種を証明する公的資料がなくなる可能性もあります。

本市も保存期間の延長を行うべきと考えます。少なくとも乳幼児が大人になるまでの20年以上は必要と思います。検討されるよう要望いたします。また接種済証の保管の呼びかけも市は徹底周知をすべきと思います。これについては市民に寄り添った丁寧な対応をしっかりと取り組んでいただくように強く要望させていただきます。これについても以上です。

14番目の太陽光発電についてです。課長もおっしゃったように他の自治体でもこの件については一部議会等で取り上げられております。

温暖化対策を進めることは結構です。しかしながら表面上だけに捉えて、経済的負担の現状、強制労働等、結果として応援することのなきように、意義に意味があるならばその意義に疑義が生じるようなことはないように取り組むよう要望いたします。本市としては人権平和都市とうたっております。

またそれを外部に違うことをしているのではないかという指摘を受けないこと。それは担当部署として、市として責任を持

って取り組んでいただきたい。

この施策に関して、サービスの公平性や技術的な課題、廃棄とか、今後さらに技術がよくなれば、状況が変わってくるかもしれません。そういったところも考えていただきたい。温暖化対策はほかにも市内の緑を増やす選択肢もある中で一辺倒にならぬようにしていただきたい。要望とさせていただきます。

次、最後です。消費生活相談事業のLINEの活用についてです。ぜひLINEの活用等の要は、より多くの方々にしっかりとそういった情報が手に入って、特殊詐欺の防止につながることを大事だと思います。LINEではイベント情報の活用等もありますけども、実際にこちらが市民の方から枚方でこういうことをやっているよとLINEを見せていただいたように、LINEはやはり一定周知という点で効果があると認識をいたしました。安まちメールが例えば来て、その都度LINEがなってひっきりなしと思います。月1回とか以前も何か一度されたらと認識をしております。2か月に1回とか、事例を厳選したものを定期で行うとか、少しでも市民により多くの情報が触れる取組についてはぜひ検討していただきたい。そして被害防止へと取り組まれるように要望いたします。以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。森口課長。

○森口市民課長 市民課に係ります3回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず質問番号4番。

戸籍に振り仮名をふる際にどうジャッジするかというところでございます。

大まかに漢字から連想される読み方は認められますが、漢字と逆の意味は認めら

れない方向になります。

例えば摂津大空と書いて、せつつすかいと読む。摂津宇宙と書いて、せつつひろしと読むなどは認められますが、摂津太郎と書いて、せつつじろうと読む。摂津高志と書いてせつつひくしと読むなどは認められない方向になります。

また卑猥な読み方やマイナスイメージの読み方も認められない方向となります。30年ほど前に悪魔ちゃん騒動というのがありました。悪魔という名前、そういうマイナスイメージの名前は認められない方向になるのかなと考えております。実際にはどこまでセーフでどこからアウトなのかと、判断に迷うことも出てくるため、ケースバイケースでの判断となってきます。

続きまして、質問番号5番。

無縁墓地のルールづくりについてでございます。

無縁墓地の対応は時間をかけた長期スパンでの取組になります。条例どおり動いていっても12年かかる形になりますので、その間に職員が異動して、総入れ替えになります。

内規的なルールを作成しておき、誰が担当になっても同じ方法で同じ方向へと進んでいけるように準備をしていくことが必要と考えます。今後も課題整理を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○香川良平委員長 浅尾課長。

○浅尾保健福祉課長 11番目のご質問の3回目のご質問に答弁をさせていただきます。

それぞれの役割の変化の問いでございましたけれども、現在この健都の取組につきましては、既存の会議体としてクラスタ

一推進協議会ですとか、健都連絡調整会議ですとか、様々な会議がございます。今回の法人化につきましては、この法人が新たにそのメンバーとして加わるようなイメージをしております。

実働部隊というお話もございまして、確かにそういう一面もあるんですけれども、全体で申し上げますと、こういった会議体には健都にも様々な進出企業が出てきておりまして、会議体に参加をしておられる企業等もございます。全体の中でも国循とともに新法人が中心的な役割を担っていただくような形になるのではないかと考えております。このほか、大阪府は現在のライフサイエンス産業のさらなる推進で、吹田・摂津につきましては、やはり市民向けのということで、各研究機関の研究成果の社会実装化といったものも役割としては入ってきます。

新たなライフスタイルが市民に浸透することで摂津市が健康寿命の延伸につながるように引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○香川良平委員長 答弁終わりました。

松本副委員長。

○松本暁彦副委員長 ありがとうございます。最後、要望とさせていただきます。

4番目の戸籍事務の振り仮名の件については、理解をいたしました。これは今後さらに国で議論が進められ、より具体的な手法等が下りてくると認識をいたしました。

続きまして無縁墓地対応についてです。

これから、おっしゃったようにこの対応には、非常に長い時間がかかると認識をしております。そのために今しっかりと課題整理をして、着実にルールづくりをしてい

く、そしてルールに基づいてやっていくことが本当に必要と思います。やはり懸念するのが後々市営墓地の過半数が全て無縁ばかりになってしまうようなケースも否定できないのが、今の多死社会の中で全国の問題かと思えます。

そういった中でしっかり着実にルールをつくって、そして着実に一つ一つケースを進めていくというところが、今この管理事業についてはもう一つ問われていると思います。令和5年度の取組しっかりとつくっていただけますように要望とさせていただきます。

そして最後です。

11番目、健都プラットフォームの件です。この推進機構の役割として、これまで会議体については、クラスター推進協議会等これまでの大きな健都の方向性を決める会議体も変わらないと理解をいたしました。

そしてこの法人がそのメンバーに加わるとともに、企業間連携あるいはその企業の中の中心になっていくという非常に大きな役割が期待されると理解をいたしました。

ぜひこの推進機構が、健都の発展、そして本市の発展にもしっかりと寄与できるように、そこは提言、関与していただきたい。

健都というのは本市の産業発展とシティプロモーションの推進そして健康寿命の延伸と3つの方向性があります。それにどれだけ健都の発展が、そこは担当部署としてもしっかりと関与し、提言して実現へと進められるように、これまでも変わらず取り組んでいただくよう要望いたします。以上で質問を終わります。

○香川良平委員長 松本副委員長の質問

が終わりました。他に質疑ございますか。
質疑なきようですので、以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後 3 時 2 分 休憩)

(午後 3 時 2 9 分 再開)

○香川良平委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

続いて、議案第 6 号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

森西委員。

○森西正委員 それでは、パートタイマーです。

共済金が、前年に比べて減になっています。その内訳内容を御説明いただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 答弁をお願いいたします。

鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 1 回目のご質問、共済金が前年比減になっているということで、この内容についてご説明申し上げます。

共済金の積算におきましては、過去 5 年間の推移、退職金等の状況を見まして、その中でも大きい年度を見まして、不足しないような形で予算を計上しております。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 ここは、そしたら、退職される方の把握とか、そういうことは別に把握してなくて、予算を組まれると。

そしたら、今現状で事業者数とか加入者数、共済加入者数の推移が、どのような推移になっているのか教えていただきたい。

○香川良平委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 2 回目のご質問にお答えさせていただきます。

現状の加入事業者数と加入者数の推移でございます。

令和 4 年 4 月 1 日時点で、加入事業者数は 2 6、被共済者数が 1 2 5 名いらっしゃいました。

令和 5 年 3 月 3 1 日の予定でございますけれども、加入事業者数が 2 7、被共済者数が 1 3 0 名の予定でございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 いつも中退共と比較をされ、パートタイマーの、非正規の方に対する退職金ですが、摂津のパートタイマーに加入をされなくて、中退共に加入をしていればということはあると思います。事業者数全体から見ますと、中退共もパートタイマーの退職共済に加入をされていないところのほうがたくさんあると思います。その加入をどのように進めていくのかということが必要だと思います。その点、担当としてはどのように考えられているのか、お聞かせいただきたい。

摂津市の事業所の中で、当然パートタイマー等退職金共済に加入されている事業者は把握されていますけれども、中退共に加入されているかどうか把握をされているのか教えていただきたい。以前から、摂津市と関わりのある、例えば外郭団体のパートタイマーに、言うたら本市が作っている共済に加入をという質問をさせていただいたんですが、その点について、今はどうなっているのか、お聞かせいただきたい。

○香川良平委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 3 回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、パートタイマー等退職金共済も中退共も両方とも加入されていない事業所に関して、担当課としてどう考えるかという

ところでございます。この制度につきましては、やはり中退共のほうに加入されていない方には加入をしていただきたいと思いますと考えております。中退共のほうにつきましては重複して加入していただけますし、掛金も中退共では16段階、パートタイマー、短時間労働者におかれましてはプラス3種類ということで、19段階の共済掛金がございます、2,000円から3万円までご加入いただけます。

摂津市のパートタイマー等共済制度につきましては、一律2,000円でございますので、最低限こちらのほうには加入していただきたいと思いますと考えております。

中退共に加入されているかどうかの加入状況を把握しているかというご質問ですけれども、こちらにつきましては現状把握できておりません。

外郭団体の加入でございますけれども、以前からご質問いただいております現状から変わっておりません。外郭団体でも加入されている事業所もございますし、過去に退会された事業所もございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 この制度は、摂津独特の制度というのがあります。それであれば、市から外郭団体、まずは市との関わりのあるところから先に声をかけ、加入をしていただく形を取るべきだと思います。一般の事業所さん、声かけてもそこはそこで、必要であればパートタイマーのためということで加入をされるでしょう。一般の事業所から見たら、少しは摂津との関わりの強いところ、あそこはどうなんですかって言われると、これは担当もなかなかそれに対して、答えが難しい部分があるでしょう。まず摂津の関わりのあるところから加入を

していただく。かつて加入をして辞められたところはまた、再び入っていただく、再加入していただくということで、これはパートタイマーの処遇の改善に当たります。ぜひとももっと多くの事業所さんが加入していただきますように、よろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

増永委員。

○増永和起委員 今、森西委員の質問に対して、少し事業所数も加入者も増えているお答えやったと思うんです。これは何かPRとか働きかけとかしていただいて増えたんでしょうか。まず、お答えいただきたい。

○香川良平委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 1回目のご質問にお答えさせていただきます。

加入事業者が増加し、被共済者数も増えたということにつきまして、何かPRの効果があったのかというご質問だったと思いますが、実際のところ直接的なPRの効果があったわけではございません。

ただ、以前から比べまして、介護事業者に関しましては、介護保険事業者連絡会等から周知していただいておりますし、摂津市商工会にも配布、PRのほうもしていただいております。

また、摂津市ビジネスマッチングフェア等でチラシ等を配架させていただいたりPRの強化に努めております。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 いろんなところでPRしていることが今回の加入につながったこと、すごく頑張っていたいただいているお

げやと思います。新しく入られたところに、例えば入ってよかったみたいな話とか、入った動機みたいな、聞いてまたそれもPRに使うとか、いろいろ工夫をしていただきたいので、引き続きよろしくをお願いします。

あと、今非常に物価も高騰しています。中小業者の皆さん、営業が本当に大変で、危機的な状況とよく聞いています。万が一、たくさん一遍に退職になることになったときに、そこはしっかり給付ができるのかどうか、その辺についてもお知らせいただきたい。

○香川良平委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 2回目のご質問にお答えさせていただきます。

万が一大量の退職者が出た場合に給付ができるかというところでございますが、そちらにつきましては掛金のほう、積み立てておまして、全員が退職されても給付できるような形で、毎年積立てをしております。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 やはり市が行っている制度だから、その辺はしっかり安心して入っていただける、人数少なくなってきたり、加入団体も少なくなってきたりしてても、安心できる制度なんだというところも含めてアピールしていただきたいので、よろしくをお願いします。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 意見だけ言っておきます。

先ほど来質問が出ていますように、やっぱりPRをして、より多くの事業所に入っ

ていただくことが大事だと思うんです。これもずっと前から人数を聞いてきていますけども、さほど多くもなくということで流れていると思うのです。やっぱり先ほど来出ていた、しっかりとPRをしていただいて、より多くの方が利用していただける制度として育てていただきたいことを強く要望しておきます。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時44分 休憩)

(午後3時45分 再開)

○香川良平委員長 再開いたします。

議案第4号、議案第12号及び議案第28号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

南野委員。

○南野直司委員 予算概要でご質問させていただきます。160ページです。

保険給付事業についてです。出産育児一時金で3,000万円計上していただいております。この件につきましては、公明党といたしましても国で出産育児一時金の拡大を強力に推進させていただきました。いよいよ今年の4月1日から、42万円から50万円、8万円増額で実施をされます。改めて、その改正に至った背景と、予算の積算根拠について、60名予算組んでいただいておりますけども、お聞かせいただきたい。

次に、162ページです。

毎回これも質問させていただいている

んです。特定健康診査等事業についてです。その中の特定健康診査等委託料、3,566万3,000円を計上していただいております。令和4年度の当初予算と比べまして、約400万円の減額となっております。その要因と令和5年度の特定健診受診率の向上に向けた取組、目標などございましたら御答弁いただきたい。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

谷内田部参事。

○谷内田保健福祉部参事 出産育児一時金についてお答えいたします。

出産育児一時金につきましては、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において議論がなされてまいりました。

そこでは、令和3年度の正常分娩、分娩にかかる部屋代の差額代などを除く費用が全施設平均で47万3,000円となっていることを踏まえ、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計額を勘案し、産科医療補償制度の1万2,000円を含めて、現行の42万円から50万円に引き上げるべきというふうな議論がされておりました。

この国の審議会の審議を得て、健康保険法施行令等が改正されることを受けて、本市においてもこれに沿う条例改正を行うものでございます。

なお、予算額につきましては、過去の出産件数、出生数を基に推計しており、全体として被保険者数の減少傾向を考慮し、先ほど委員もおっしゃっていただきました60件を見込んでいます。

以上です。

○香川良平委員長 畑原課長代理。

○畑原課長代理 二つ目のご質問、特定健診の前年度予算と比べて400万円近く

減額の要因、それから令和5年度の特定健診受診率の目標についてというご質問にお答えいたします。

国民健康保険の被保険者数につきましては、いわゆる団塊の世代の75歳到達による後期高齢者医療制度への移行や、社会保険の適用拡大などによる減少傾向がございます。40歳から74歳までの特定健診の対象者数につきましても、同様に減少にございますので、それが委託料の減少につながっているものでございます。

また、受診率の状況としましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が一番ございました令和2年度、こちらが25.9%でございましたけれども、直近の法定報告値であります令和3年度の受診率が30.3%と、大きく回復はしたものの、令和5年度の31.5%までは戻っておりませんので、令和5年度の目標としては何とかコロナ前の31.5%、こちらを達成していきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 南野委員。

○南野直司委員 御答弁いただきました。

厚生労働省の人口動態統計によりますと、2022年の出生数は過去最少の79万9,728人で、統計を取り始められました1899年以降初めてであります。80万人を下回ったということで、ニュースでもやっておりました。私たちが暮らします摂津市におきましては、安心して子どもを産み育てられるまち摂津ということで、どうか出産育児一時金が50万になりましたということを丁寧に周知していただきたい。国保年金課だけじゃなく、オール摂津で、安心して子どもを産み育てられるまち摂津というものを表に出していただきたい。副市長もいらっしゃいますので、

どうかよろしく申し上げます。要望としておきます。

次に、特定健診につきましては詳しく目標も含めて御答弁をいただいたわけです。コロナ前の31.5%、特定健診の受診率をもう一度目指していくという御答弁いただきました。その目標の値の達成に向けては、やはり今まで受診されてない、されたことがない方を含めて、受診率の向上をしていかなあかんと思います。以前から私提案させていただいており、一生懸命取り組んでいただいております、安威川以南です。新鳥飼公民館あるいは別府コミュニティセンターでの特定健診、今年に入って2月にも実施して、がん検診とプラスで実施していただいております。その辺も含めて2回目御答弁いただきたい。実績等含めて、この取組をお願いします。

以上です。

○香川良平委員長 畑原課長代理。

○畑原国保年金課長代理 出張特定健診の状況と今後の展開についてご答弁させていただきます。

出張特定健診につきましては、未受診者対策の取組として、安威川以南の被保険者を対象に、委員からございましたように、本年の2月18日土曜日に新鳥飼公民館、2月19日日曜日に別府コミュニティセンターで実施をし、全体の受診者としては190名でございました。

内容の分析はこれからでございますけれども、過去に特定健診を受けておられなかった方が、身近な地域で健診が受けられるということで、初めてこの出張健診を受けられたという方もおられたと聞いておりますので、一定の効果があったものと考えております。

しかしながら、今回190名受診という

ことで、前年度の令和3年度については266名受診がございましたので、一定減少になっておるといところでございますので、今後については、例えば申込締切日の1週間前に再度の勧奨通知を送付するといった取組など、周知啓発の取組強化を検討していきたいと考えております。

併せて、出張特定健診のインセンティブとなるように、がん検診とのセット受診、こちらについても引き続き関係各課と検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○香川良平委員長 南野委員。

○南野直司委員 ありがとうございます。

出張特定健診のご案内ということです。こういったはがきを出して勧奨していただいております。

そんな中で、新鳥飼公民館では2月18日実施されて105名の方が受診され、2月19日は別府コミュニティセンターで85名の方が受診、合計190名の方が受診されたということです。前回よりも減っておりますけれども、どうか引き続き、安威川以南での特定健診を推進していただきたい。

そして、保健福祉課としっかり連携を取っていただきたい。先日も質問させていただきました。がん、胃がん検診、大腸がん検診を合わせてセット検診で実施していただきました。さらに、別府コミュニティセンターは入り口が本当に狭いです。検診車が入るかどうか、また研究していただいで、肺がん検診なんかもしっかりできるように、保健福祉課と連携取っていただきたい。要望とさせていただきます。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

森西委員。

○森西正委員 まず歳入です。予算書10ページ、一般の被保険者国民健康保険料です。前年度に比べて、本年度は2,483万2,000円の減という予算を組まれています。なぜ減なのかお聞かせをいただきたい。

そして歳出です。予算概要156ページ、会計年度任用職員の報酬が昨年と比べると418万2,000円、増えていると思うんです。職員数も、1名増となっています。その中身、教えていただきたい。

156ページ、賦課徴収の事業です。まずは特別徴収と普通徴収の比率、どうなっているのか教えていただきたい。

コンビニ収納代行の業務委託料があります。コンビニ収納の比率はどの程度になっているのか、教えていただきたい。

電話催告等の業務委託料があります。この電話催告の業務委託の効果について、教えていただきたい。

162ページ、特定健康診査等の委託料です。397万9,000円の減。先ほど南野委員の御答弁の中で、31.5%、コロナ前の状況を目指されるとありました。昨年、一昨年はコロナ状況にあり、コロナ前まで、戻すというか、復活をさせる。増えると思うんですけれども、減になっているのはなぜかお聞きしたい。

以上です。

○香川良平委員長 谷内田部参事。

○谷内田保健福祉部参事 まず、質問番号1番の保険料の減の内容についてお答えいたします。

国民健康保険料1人当たりの保険料につきましては増額となっておりますけれども、被保険者数全体が減少傾向にございます。そのため、全体での保険料としては

2,483万2,000円の減とさせていただいているところでございます。

続きまして、2番目の会計年度任用職員の報酬の増、それから職員数の1名増についてお答えいたします。

国保年金課の業務の中で、特定の職員に業務が偏らないようにジョブローテーション等を行いまして、業務の効率化等を行っておるところですけれども、近年様々な制度改正等がございまして、なかなかそういったところの対応に苦心しているところでございます。

そういった点もございまして、あと現在育児休業の職員が正職で2名、それから会計年度任用職員で1名おられます。そういったところで、人事にも要望を出しております、4月1日以降の人員体制については、人事異動の発令があつてからになりますけれども、そういった点を人事のほうも組んでいただけたのかなと考えているところでございます。

それから、質問項目3番目の特別徴収と普通徴収の割合についてでございます。

件数ベースで申し上げますと、令和2年、令和3年度のトータルでの数字で申し上げますと、普通徴収が91.37%、特別徴収が8.63%でございます。ちなみに世帯ベースで申し上げますと、特徴の割合がもう少し上がりまして84.15%、特別徴収が15.85%となっております。令和4年度の途中までの時点の数字についても大体同じような数字になっておりまして、令和5年度も同じような数値に落ち着くのではないかなと考えているところでございます。

続きまして、質問項目4番のコンビニ収納代行の委託料、それからコンビニ収納の比率についてでございます。

先ほど申し上げました普通徴収の一部がコンビニ収納となっておりまして、納付書でお支払いしていただいている件数の割合のうち、60%ぐらいがコンビニ収納によって収納した件数となっております。金額ベースで申し上げますと、コンビニで取り扱える金額の上限がございますので、若干下がりがまして、53%程度になっております。

続きまして、質問項目5番の電話催告業務についてでございます。

電話催告業務の効果についてということでございますけれども、令和3年度の実績で申し上げますと、電話をかけた件数が年間で1万4,000件余りとなっております。そのうち、納付のお約束の取付けができたのが、金額で3,174万6,000円ほどとなっております、一定の効果があったと考えておるところでございます。

そのほかにも、電話催告の業務に併せまして、電話催告業務の中で、資格の適正化の勧奨も行っておりますので、そういった部分でもある程度の効果が出てますので、トータルの効果で言いますと、もう少しあるのかなと。ただ、資格適正化に関する勧奨についての効果金額というのはなかなか計りづらいところがございますので、詳細な金額としては先ほど申し上げた金額ぐらいに落ち着くと考えておるところです。

続きまして、6番の特定健康診査等委託料の397万9,000円の減額についてでございます。

先ほど、南野委員の質問の中でも答弁ございましたけれども、委員もおっしゃっていただいていたのですが、受診率については31.5%を目指していきたいと考えてお

りますが、対象者自体がやはり被保険者数の減少に合わせて減っておりますので、そういった意味で委託料としては減額になっているということでご理解いただけたらと考えております。

以上です。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 一般被保険者国民健康保険料の件に関しては、今御説明をいただきました。歳出で、前年と比べてこの辺は一般被保険者の療養給付費もしくは一般被保険者の療養費等が減少しております。また高額療養も減少しております。

ここは先ほど答弁をいただいたんです。1人当たり増、対象者が減っているから減になっているのかお答えいただきたい。

続いて、人員に関してです。国民健康保険課はお忙しくしているのは十分分かっております。人事の増員を要望され、増となっています。令和5年、人員増されていますけど、それでも十分なのか。それでもなかなか忙しいのか、実際何人、課を回す上で必要なのか御説明いただきたい。

賦課徴収事業に関してです。数字としてはよく分かりました、理解しました。電話催告等で電話をされて、納付を頂いているということです。不納欠損の数を、金額をいかに少なくするかであります。ここ数年コロナがありました。言うたらコロナの影響がこの賦課徴収に関して影響があったのか、教えていただきたい。

例えば、電話催告の中で、生活困窮だとかということがあったのか、御説明いただきたい。

特定健康診査については、対象者が減っているということで分かりました。対象者が減りながら、どうやって比率を上げていくのかもあるでしょうから、その点はコロ

ナ前以上の数値になるようにご努力いただきたい。

その点は、いかに周知、PRするかになってくると思います。市民の方の意識をどう高めていくかは、平素から日々健康に対する意識を高めていただけるかになると思いますので、またよろしくお願ひします。

○香川良平委員長 谷内田部参事。

○谷内田保健福祉部参事 まず給付費の減についてお答えいたします。

給付費につきましても、先ほどの国民健康保険料同様1人当たりの給付費は増を見込んでおるところです。しかしながら、被保険者数の減がございますので、トータルとしては給付費が減少する見込みという予算を計上させていただいております。

続きまして、2番目の体制のところでございます

予算編成の過程で、人事に要望し、今回の予算計上となっておりますけれども、4月1日以降の体制についてはまた人事異動の発令を待つてということになります。

今回、課として要望させていただいた部分が大分、予算としてはこちらの希望に沿った予算となっていると感じておりますけれども、実際どこまでいけばというところについては、やはり多ければ多いほどいいという部分はありますけれども、やはり市全体の中で言いますと、今計上いただいた人数でぜひとも頑張っていけないといけないと考えております。

ただ、いかんせん窓口に関する業務がかなり業務量の大部分を占めていることもございますので、市民の方がどれだけ窓口に来られるのか、市民の方の手續がどれだけになるのかというところにも業務量、大分左右されてしまうのかなと感じております。それ以外の業務を改善していくとこ

ろについては、改善効率化を図っていくところについては、人事との話合いの中でもそういった話は出ておりますし、担当課としてもぜひとも取り組んでいけないといけないと考えておりますので、そういった改善、効率化の取組をしながら適正な業務量にして、職員の健康管理も気を配っていきたいというふうに考えております。

続きまして、賦課徴収事業についてでございます。

コロナについて徴収への影響というところでございます。やはり窓口で、コロナによって収入が減少し、保険料の減免の手續を取られる市民の方についてはいまだおられるところでございます。そういったところで、徴収への影響というのも出ておまして、差押えでありますとか現地確認、臨戸訪問というところがやはりコロナになってから、少しコロナ前と比べて現地に出ていけないという状況はございます。

今後、コロナが落ち着きましたらそういった現地への徴収、臨戸訪問等もコロナ前の水準に戻して、徴収についても頑張っていきたいと考えております。

特に、徴収率につきましても府内でもそう高くない部分でございますので、徴収についても力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 国保特会の総予算で見ますと、昨年が93億、今年は92億で、1億1,000万ほど減になっています。今話を聞いていますと、被保険者が減少していると御説明があるんです。けれども、令和5年は99億という予算です。今後、国保特会の全体予算は、だんだんと減っていく見込みなのか、どうなんでしょう。要因

があって、例えば今の数字が横ばいになっていくのか、増えていくのか、その点はどう考えているのか、お答えをいただきたい。

賦課徴収も、市民の皆さんの生活がありますから、なかなかそこを加味しながら、不納欠損はなくならないようにというふうなところはありますけれども、ご努力いただきたい。

全体部分の見込みというかこれらの御説明いただきたい。

○香川良平委員長 谷内田部参事。

○谷内田保健福祉部参事 今後の国保の見込みについてお答えいたします。

被保険者数の減少、主な大きな要因といたしましてはやはり高齢化がございます。第1次ベビーブームに生まれた市民の方が75歳を迎えられますのが、大体令和4年度から令和6年度にかけてになると。1947年から1949年生まれの方が大体団塊の世代と言われてる、かなり人数がおられるところがございますので、令和6年度まではやはり被保険者数の減少というのは同じような状況にあるというふうと考えております。

加えまして、令和6年の10月に社会保険の適用の拡大が予定されております。現在100名を超える事業所については、社会保険に入ってくださいということになっておりますけれども、それが50人を超える事業所については社会保険に入ってくださいという形になりますので、その時点でも一定被保険者数の減少というのはあると考えております。それ以降は、そう大きな減少の要因というのはありませんので、横ばいもしくは少しの減少傾向にあるのかなというふうと考えております。

そういった形で、だんだんと減っていく、少しずつ減っていくとは思いますが

も、都道府県化することによって広域で国民健康保険の制度を運営していくということになってますので、大きなパイで安定的な国保運営を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 結構です。

終わります。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 それでは、質問させていただきます。

1番目、先ほどから議論されています国民健康保険を取り巻く社会情勢の話です。2025年のいわゆる後期高齢者に団塊世代がなることが一つの大きな天王山のように言われてきていました。先ほど、社会保険がまた制度が変わって拡大されるので、現役世代の人もその時点ではまた社会保険に移られることがあるということも言われました。

今までの議論の中で、大体景気が悪くなると、若い現役世代は国民健康保険に入り、増加傾向にある。景気がよくなると減少傾向にあると認識しているんです。コロナが今回5類に落ちるということもあって、落ち着くということもあります。人手不足も今言われている中で、この辺、国保についてはどう影響してくるのか聞いておきます。

2番目、令和6年度より統一保険料になることについてです。いよいよ国民健康保険料は大阪府統一の保険料に変わるということです。現在は激変緩和をされていると思うんです。その辺、令和5年度としてはどんな激減緩和になって、令和6年度

になったらどんなふうが変わっていくのか概略をお示しいただきたい。

3番目、レセプト点検についてです。

予算書の19ページ款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料の中にレセプト点検委託料があります。現時点でこのレセプト点検、どういう制度で運用されているか。点検に要する時間、それから還付金に関連してきます。還付金については、時間的にどれぐらいを要してやられているか、1回目答弁をお願いします。

4番目、クレジットカード決済の導入についてです。

予算書21ページになります。款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費、節12委託料の中に保険料金の支払方法がざっと書かれています。先ほどもありましたけど、コンビニ収納とかいろいろあります。まずどんな収納方法、支払方法をされているか、ペイジーなんかも載っているとします。その辺まず説明していただきたい。

5番目、人間ドック助成金です。

これは予算書29ページ、款5保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費、節18負担金、補助及び交付金、この中に人間ドックの助成金が入っています。令和5年度での見込数、どれぐらい見られているか最初にお答えください。

次に6番目、ここからはデータヘルス計画に関連をすることについて、お聞きします。

データヘルス計画は、10項目の取組がある中の6項目が国保で行うことになっているわけです。まず、特定健診未受診者対策事業、予算書31ページ、款5保健事業費、項2保険事業費、目1保健衛生普及費、節12委託料の中に書いています。こ

の中に保健センター委託料やら含め、この辺の事業が書いてあると思います。この特定健診未受診者対策事業、これはデータヘルス計画が既にもう令和5年度までの計画なので、目標値を達成しないといけないと思います。検証していかないといけないと思うんです。令和5年度のデータヘルス計画での目標値。これは特定健診受診率を60%にするとなっています。先ほど実際の令和5年度の目標値は31.5%でございました。その辺の乖離と取組について、まずお答えください。

7番目、同じく第2項、特定保健指導についてです。データヘルス計画としての目標値と、令和5年度の実際の目標値があると思います。令和5年度の実際目標値をどれぐらいにされてて、どんな取組になるのか、1回目お願いします。

8番目、若年者健診・保健指導について、データヘルス計画の目標値と令和5年度の目標値、取組について御答弁をお願いします。

9番目、非肥満血圧高値者・血糖高値者受診勧奨推進事業です。令和5年度の取組とデータヘルス計画における取組の乖離、取組について、1回目お願いします。

10番目、糖尿病性腎症重症化予防事業についてです。令和5年度の実際の取組目標値と、データヘルス計画では新規人工透析移行者をゼロにする目標になっています。この辺との乖離と取組方法についてお答えください。

最後に11番目、医療費通知及び後発医療品差額通知事業について、これも目標値と令和5年度の取組についての概略説明をお願いします。

以上です。

○香川良平委員長 答弁をお願いいたし

ます。

谷内田部参事。

○谷内田保健福祉部参事 質問項目1番目の、国民健康保険を取り巻く社会情勢の中で、景気の動向によって現役世代の方の加入が減ることについての影響というところについてお答えいたします。

元来、国民健康保険については、加入者の年齢が高く所得水準が低い方が多いという構造的な課題を抱えておりました。そういったところで、なおかつ委員おっしゃっていただいていますように、景気の動向にも左右されるという特徴がございます。

特に近年は、それに加えて少子高齢化、それから就業構造の変化、そういった社会経済情勢にも変化の影響を受けてきております。

そういった景気の動向に影響を受けた場合、保険制度としてどのような影響が及ぼされるのかというところですが、やはり現役世代の被保険者数が減りますと、今回の予算、保険料の算定の際もそうでしたけれども、相対的にやはり前期高齢者の方の割合が多くなってしまおうと。前期高齢者の方については、1人当たりの給付費は高くなるという傾向がございますので、保険料の算定の際は、年齢を5歳刻みで区分して、新年度どういった人数になるのかという推計をして、なおかつ年齢区分ごとの1人当たりの保険料を推計して、全体の給付費を算定していると大阪府からも聞き及んでおります。

そうなりますと、やはり現役世代の方が減ると一人当たりの給付費はどうしても高くなって、それに引っ張られる形で保険料が増えてしまうということが起こります。この令和5年度は、そういった状況になっておりまして、保険料1人当たり、改

定をして増額をお願いしております。そのうちの内容を分析いたしますと、そういった給付費の増加によって自然増に対応する部分としての保険料の改定が高くなっているという状況でございます。

そういったところで、やはり経済状況についても注視をしながら、国保の運営をしていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

それから2番目の、こういったことを考えていかないといけないのかというところで言いますと、国ではやはり国民健康保険制度改革を推進していくということで、また令和5年度も取り組むことを公表されておられます。国保財政運営の安定化を図りつつ、財政運営の都道府県単位化のさらなる深化を図るために、令和6年度からの新たな国保運営方針に基づいて、保険料水準の統一や医療費適正化等の取組をより一層進めていくということで、国のほうも表明されておられます。

そういったところで、厚労省でも保険料水準統一加速化プラン、仮称ですが、そういったものを策定して保険料水準の統一に向けた取組を支援するということも表明されておられる状況でございます。

そういった国の状況も見ながら、都道府県化については取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから2番目の、令和6年度から統一保険料になることについてでございます。

これまで、段階的に統一保険料に合わせていくと、段階的に差額を解消していくという方針で保険料の改定をお願いしてまいりました。基本的には、給付費、先ほど申し上げた自然増については改定をすると、それに加えてこの経過措置、激変緩和期間において段階的に差額を解消して

いくということで、令和5年度の保険料については、大阪府が示した1人当たりの額としましては12万7,841円という保険料の設定がされておられました。令和5年度の1人当たりの保険料が11万6,845円でしたので、その差額が1万9,96円、9.4%の増となっております。

先ほど申し上げた給付費の自然増、これを保険料に反映した金額といたしましては12万5,592円、令和5年度と比較いたしますと7.5%、8,747円の改定という数字になっておりますが、ここから先ほど申し上げた段階的な差額解消ということで、今年度はこの12万7,841円と12万5,592円の間のところの12万6,798円を設定させていただきました。

自然増の部分と比べますと、1,206円、自然増と大阪府の算定結果の差額が2,249円ですので、ほぼほぼ中間のところを設定させていただいて、これまでの改定の方針にのっとった保険料の設定を、お願いさせていただいております。

令和6年度になるとどうなるのかというところがございますけれども、令和6年度の保険料の算定がどのようになるのか、まだ不明なところがございますので、上がるのか、下がるのかというところですが、いずれにしても、令和6年度の統一保険料を目指して、これまで取り組んできておりましたので、令和6年度については大阪府が示す保険料率で改定をお願いしたいと考えております。

3番目のレセプト点検について、説明いたします。

レセプト点検の委託料につきましては、大阪府の国保連合会に委託をしております。

す。国保連合会では、電子計算機等によって共同して処理を行うことが効率的な業務として、共同電算処理を行っております。

具体的な内容といたしましては、資格確認業務、それからレセプトの重複請求や、診療内容に疑義がないかのチェック、それに加えて介護レセプトと医療レセプトを突合するという点検もしていただいております。

この介護と医療のレセプトの突合については、保険者単体では困難なものとなっております。連合会でやっていただくということが、適した内容となっております。

また、どれくらいの時間を要しているのかというところがございますけれども、レセプトがひと月単位での請求となっていることについては、議員もご承知いただいているかと思うんですけれども、そこから高額療養費の支給等については、過誤調整をした後、点検審査を経た後の支給をしておりますので、若干このレセプトの点検に時間を要しているところがございます。

やはり高額療養費の支給を、なるべく早くしていかねばいけないというところは理解しておるんですけれども、何分、点検審査を経た後にしめせんと、高額療養費を支給した後に点検の結果、返還をいただかなければいけないという状況も想定されます。そうなりますと、被保険者の利便性を損なう恐れがあると考えておりまして、この点については若干、点検審査に時間を頂いている状況でございます。

4番目のクレジットカード決済の導入についてでございますけれども、収納方法については、先ほどからも答弁をさせていただいておりますけれども、納付書による納付、それから口座振替、それから年金天引きによる特別徴収がございます。

納付書で納めていただく際に、こういった収納方法を用意するのかということ、近年取り組んでまいりましたけれども、令和3年度からキャッシュレス決済ということで、Pay Pay等のキャッシュレス決済を導入して、利便性の向上を図ってきたところでございます。

今後も、保険料のみならず、市全体の公金の収納、こういった支払方法、収納方法を用意すべきなのかというところは、全体の議論の中で進めていけたらと考えておるところです。その中でも税につきましては、地方税共通納税システムが国によって推進されておりますので、そういった動向についてもきちんと注視をして、税と歩調を合わせるところは歩調を合わせて、多様な収納方法をご用意できたらと考えておるところでございます。

以上です。

○香川良平委員長 畑原課長代理。

○畑原国保年金課長代理 5番目以降のご質問に対するご答弁をさせていただきます。

まず、5番目の人間ドックのご質問でございます。令和5年度の見込件数でございますが、令和5年度につきましては、171件を見込んでおります。

続きまして、6番目、データヘルス計画について、そこの主な保健事業に関連するものとして、6番目以降11番までのご質問をいただいております。

データヘルス計画につきましては、現行第2期計画でございまして、ご承知のとおり平成30年度から令和5年度までの計画で、その前半の部分につきましては、大半がコロナ禍にかかっているというところもございまして、特定健診受診率が低迷するなどの影響が現れているところでご

ざいます。

そういった中であって、まずは6番目の特定健診の未受診者対策についてどうだったのか、令和5年度の目標との乖離等々、どういう状況なのかということでございます。

この特定健診のまず未受診者対策につきましては、主に電話とはがきによる特定健診の未受診者の方に対する各種の勧奨業務を委託しております。

それで特定健診につきましては、被保険者の健康状態の把握において非常に有効な手段でございますので、さらにデータを分析して、より適正な保健事業の実施につなげると、そういう意味でも受診率向上を図っていく必要がございます。

今年度、令和4年度につきましては、計画どおり人工知能AI・ナッジ理論を活用した勧奨はがきの送付を、6月と11月に、各5,000人に送付を行っております。

また先ほど、南野委員のご質問にもお答えさせていただいておりますとおり、出張特定健診についても、2月に実施をしているところでございます。

状況としましては、コロナの受診控えから回復傾向にあり、受診率の戻ってきている状況でございますが、直近のこの特定健診の受診率で言いますと、令和3年度の法定報告値が30.3%ということで、委員からありましたように、第2期データヘルス計画の令和5年度の目標値が60%というところで、ダブルスコアに近いような乖離の状況があるのは事実でございます。

先ほど、コロナの影響もあるということでもございましたけれども、なかなか特定健診受診率につきましては、国の目標は高いというようなところもございまして、本市に限らず、他市の状況を見ましても、なか

なか60%に届いていないというのが実態でございますので、こういった乖離の状況を埋めるためにも、令和5年度の次期データヘルス計画策定においては、より効果的な受診率の取組についても併せて検討はしていかなければならないと認識しております。

続きまして、7番目の特定保健指導未利用者対策事業でございます。

こちらにつきましては、特定健診結果から内臓脂肪肥満に着目して対象者を抽出して、保健指導を実施し、その要因となっている生活習慣を改善することで、健康増進を図るというところでございます。

こちらにつきましても、直近で、法定報告値で言いますと、令和3年度が43.8%ということで、データヘルス計画上、令和5年度の実施率としては60%になっておりますので、こちらは大分下回っているというような状況ではございます。

ただ、特定保健指導につきましては、令和2年度は69.8%ということで、その年度においては目標値を超えているというような年度もございますので、こちらについては、引き続き60%近くを推移できるように、引き続き、取組を進めていきたいと思っております。

続きまして8番目、若年者健診の委託料でございます。

こちらは、16歳から39歳、いわゆる若年者の被保険者に対する健診受診を促して、受診結果から、異常の早期発見・早期治療につなげて、生活習慣の改善、生活習慣病の発症を予防するものでございます。

それでこちらにつきましては、対象者が16歳からということで、言ったら学生の年代も対象になっているというところも

ございまして、全体的には受診率がどうしても低いというところはございます。

ただ、こちらも直近で申し上げますと、令和3年度の実診率が4.3%となっております。これはデータヘルス計画の目標値で言いますと、令和5年度が13%となっております。

こちらも、なかなか目標値に届かないところがあるのかなと認識をしておりますので、既に実施しているんですけども、例えば勧奨はがきを年度当初に、30代の方に、若年者健診を受けましょうというはがきを送らせていただいておりますけれども、そちらにQRコードで申込フォームに飛ぶような仕掛けを行っておりますけれども、そういった若年者の方の関心に沿ったような形で、様々な受診勧奨の取組というのをやっていって、何とか目標値との乖離を埋めるべく、努力してまいりたいと思っております。

続きまして、9番、非肥満血圧高値者・血糖高値者受診勧奨推進事業でございます。

こちらにつきましては、非肥満、太っておられない方の中にも、疾病のリスクがあるというところがございまして、中でも血圧が高い方、血糖値が高い方に対しては、病院に行ってくださいということで、医療機関への受診勧奨を行っております。循環器の疾患等を予防する取組として、やっているものでございます。

それでこちらにつきましては、その対象者の方について、医療機関への受診を呼びかける中で、目標値としては令和5年度60%というのがございます。こちらについては、例えば令和3年度で言いますと79%であったり、年度によって違いますけれども、一定目標値を超えたり超えていな

かったりと、そういった状況でございます。

こちらについては、特定保健指導がいわゆるメタボ健診に対しての保健指導というところで、肥満の方に対してのものというようなことであれば、一方で非肥満ということで、太っていないけれども、疾病リスクがある方に対しての取組ということで、両輪で取り組んでいかないといけないという認識をしておりますので、こちらも引き続き頑張りたいと思っております。

それから10番目、糖尿病性腎症重症化予防事業委託料等についてでございます。

こちらにつきましては、重症化するリスクのある糖尿病性腎症の患者の方に対して、個別対応の保健指導、栄養指導を行うことで、腎不全・人工透析への移行、これを防止するものでございます。

委員からご意見がありましたように、こちら、新規の人工透析移行者数ゼロというのを目標値として掲げておまして、こちらにつきましては、一貫してこの保健指導の対象になった方というのは、これまで移行された方というのを確認しておりません。

いわば、移行者ゼロというのを達成できている状況でございます。引き続き、移行者ゼロを実現してまいりたいと思っております。

最後、11番目、医療費通知及びジェネリックの医薬品の差額通知事業でございます。

医療費通知につきましては、奇数月の年6回、ジェネリックにつきましては、後発医薬品差額通知ということで、年3回、対象者の方に送付をし、全体の医療費の実情を知っていただくことで、適正な受診への協力を促すという取組でございます。

こちらにつきましては、医療費通知の目標値はございませんが、ジェネリックにつきましては、国と同様にデータヘルス計画においても、80%の利用率を掲げております。

令和3年度の実績で申し上げますと、利用率が81.2%ということで、目標値を上回っている状況もでございます。

こちらにつきましても、引き続き80%を超えるよう、取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 2回目、お願いします。藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ありがとうございます。要望、質問、2回目させていただきます。

まず国保を取り巻く社会情勢、いろいろ要因があります。やはり一番大きな要因は団塊世代が75歳になって抜けていく。これが一番大きな、今のところ大きな要因です。

それから、先ほど言いました令和6年で社会保険の制度が変わります。あと、社会情勢です。景気による若い世代が抜け、少子化がいよいよ上がってくると思います。そういう良くないというか、非常に難しい情勢が続くと思うんです。

そういう状況であると思えますけれども、しっかりと対応していただくことが大事だと思います。これからも見極めや予測をしっかりとさせていただきながら、取り組んでいただきたいということで、お願いしておきます。要望としておきます。

2番目、保険料の話です。数字をいっぱい言われました。今、激変緩和として1,206円の激変緩和が入っていると思うんです。それを緩和するための国民健康保険の保険財政調整基金が結構積み上がっ

てきました。

それで令和5年度もそんなに使わない感じですよ、これ。ということは残ってしまいます。これは使い道が、あと激変緩和と保健事業に使われることになっていました。決算のときに聞きますと大阪府にいろいろ申し入れをしているということでした。どういう返答になっているのかも含めて、この基金はどうなっていくのか聞いておきます。

次に、レセプトです。3番目、レセプト点検について、どれくらい時期がかかっているか聞いたんです。なかなかお答えにならなかったんです。大体3か月です。3か月かかって1回目返ってきて、それで都合が悪かったらまた3か月かかって、6か月が大体かかると認識しているんです。

このデジタル化という時代に入っている中で、なかなか短くならないと思っています。業務を簡素化して時間を短縮する動きは、国としてないのか聞いておきます。

4番目、クレジットカード決済の導入についてです。答弁では導入したみたいに関こえましたけれども、まだです。これ、DX化の中でぜひとも、これは何かといたらポイントについて非常にこだわる人が多くなってきました。クレジットカード決済をするとポイントがたまるのがあります。そういう意味では支払方法の中に、クレジットカード決済も、ぜひとも導入をしていただいで、より支払方法を選択できるようにお願いしておきます。要望としておきますので、お願いいたします。

5番目、人間ドックの助成費についてです。171件の目標ということです。令和3年度では146件と言われていました。

最初は1万3,000円だったのが、2万6,000円に上げて、そして周知もや

って、だんだん増やしてきて、よい傾向だなと思っていました。これは引き続きしっかり周知していただいて、さらに上げて、全体の会員数は少なくなるにしても、人間ドックは非常によい取組で、特定健診だけでは発見できないものを発見できるのです。何年かに1回は人間ドックを受けることも非常に大事だと思います。これも、引き続き努力してください。お願いしておきます。要望です。

6番目、データヘルス計画に基づいて、この計画をやられています。これは、健康せつ21と併せて、非常に大事な計画だなと僕は認識してまして、その起点になるのは特定健診なんです。

その特定健診データを基に様々な展開をしていくということです。まず特定健診の数字を上げないと、全体の効果が上がってこないと思うのです。まずは特定健診を今回、令和5年度31.5%でしたけれども、そうは言わずに、もう少し突き抜けるような結果を求めて、ぜひとも取り組んでいただきたい。お願いしておきます。

周辺市では、摂津市はなかなかそんな優秀ではないと聞いています。どちらかという北摂では低めの位置づけだと聞いています。国循も近くにあるし、しっかり、結果の出せる取組をしていただきたい。お願いしておきます。

その中で、気になりましたのは、未受診者に対して勧奨するのに、人工知能を使ってというものがありません。これどんなふうに活用されているのか、聞いておきます。

それからあと、それぞれ特定保健指導であったり、若年者健診であったりとか、それぞれの取組が大事な取組です。しっかり取り組んでいただき、第2期計画、検証していただいて、次の計画にもしっかり結果

が出せる計画になるように取り組んでいただきたい。個々はもう言いませんから、一括してしっかり取組をお願いしておきます。

それからもう一つだけ、最後に、11番目の医療費通知関係のところでは、3年間かけたブラウンバック運動の取組がありました。令和3年度で終わりました。これはもう、全く何もされないか、1回聞いておきます。

以上です。

○香川良平委員長 2回目の答弁を求めます。

谷内田部参事。

○谷内田保健福祉部参事 国保財政調整基金についての答弁をいたします。

基金については、活用方法は激変緩和期間については、独自の保険料設定にも使えるということになっておりますけれども、この経過措置期間を過ぎますと、現在のところは保健需要等に充てるといえることが、府の国保の運営方針でも定まっております。

この基金の活用方法については、広域化調整会議の中でも大分議論になっておりまして、基金がたまっているのに保険料を上げないといけない、それから黒字がたまっているのに保険料を上げないといけないという状況が、ほかの市町村でもやはり発生しております。

大阪府としましても、その状況は十分に認識をされておられまして、この基金の活用について、先ほど申し上げた広域化調整会議の中で議論がされている状況でございます。

現在の方向性といたしましては、この基金、それから黒字を活用して、大阪府の統一保険料率の抑制に充てていくという方

向性で、今、議論が進んでおるところでございます。

ただしその基金から、各市町村どれぐらいの額を拠出するのかというところで、その算定の額について様々な議論が行われているところでありまして、やはりこの基金が積み上がった状況については、各市それぞれの状況がございますので、その拠出額をどういう公平な額を算定するのかというところで、大分議論がされている状況でございます。

今後、令和5年度に入りましても、早急にそういった議論が進んで、6年度以降の大阪府の統一保険料率の抑制に使っていくということになってこようかと思っております。

本市といたしましても、その広域化調整会議の中で、きちんと摂津市の置かれている状況については意見をし、府全体で保険料抑制していくための拠出金として、一番よい方法がどういうものなのかというところは、きちんと議論を注視していきたいと考えております。

それから、3番目のレセプト点検の件でございます。

時間については少し答弁が漏れておりましたけれども、委員おっしゃっていただいておりますように、3か月程度の時間を要しております。

国全体の動きということで、2回目のご質問でございますけれども、国としてそういった運用面で、こうしていきなさいという指針や助言等というのは、今のところ国からは出ておりませんが、連合会に様々な事務運用について、市町村の意見を申し出る場がございますので、そういったところで国保連合会と調整できる部分は調整をし、被保険者の方にとって利便性が

上がるように、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○香川良平委員長 畑原課長代理。

○畑原国保年金課長代理 6番目のご質問と11番目のご質問の2回目のご答弁をさせていただきます。

まず6番目の特定健診の未受診者対策、こちらのAIについてはどういった活用をされているのかというお問い合わせでございます。

こちらの未受診者勧奨で、AI技術を活用した取組というのは令和3年度から実施をしております、こちら大阪府の国保連合会が府内市町村に呼びかけて、人工知能に関する特許技術を持った、そういう民間会社のほうと組んで、より受診率を高めるべく、未受診者勧奨のはがきの送付を行う取組を募集して、本市も手を挙げさせていただいて、取り組んでいるものでございます。

それで、こちらの民間会社が、様々な保険者の受診勧奨の取組をしております、そこで様々な健診のデータを積み上げて、実際に、例えば問診票でどういうお答えをされた方が、より健診を受けやすい方なのかといったようなことであるとか、様々その問診票以外にも、健診の結果からより受診率を高めるためのはがきを送るためには、より受けやすい方に送るほうが効果としては高いというところで、その優先順位をAI技術を使って、特許として持たれている、そういった民間会社のノウハウを活用させてもらって、今回、令和3年度以降、3年度と今年度、2年度にわたって、優先順位の高い5,000人の方に年2回はがきを送るというような取組をしております、そういったAIの活用をさせていた

だいているというものでございます。

11番目の医療費適正化に絡んで、服薬適正化の取組、こちらは今どうなっているのかというお問い合わせでございます。

委員ご指摘のとおり、服薬適正化プロジェクトということで、令和3年度までの、令和元年度、令和2年度、令和3年度で、ブラウンバッグであったりとか、服薬の履歴書を送る取組というのを、これは民間委託のもと、やってまいりました。

それで令和4年度からは、自前で国保データベースシステムという健診であったり、医療費のレセプトデータが入ったシステムがございますので、そこからまず複数医療機関を受診されて、かつ60歳以上、それから6種類以上の服薬をされている方で、長期の処方日数15日以上といった条件設定をさせていただいて、そういったことに該当された対象者の方の抽出を行いまして、今年度についても22名の方に、「お薬についての大切なお知らせ」ということで、啓発リーフレットの送付を行っております。

それで令和5年度については、この22名の方が、その後薬局へ行かれて、調剤費がどう変わったのか、この辺りについては追跡調査をさせていただけたらと考えているところでございます。

以上です。

○香川良平委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 それでは最後にします。

まず保険料、基金の考え方につきましては、よく分からないようなことでございます。とにかく大阪府に物申していただくときには、有効に活用した上で、保険料、ちょっとでも抑えてほしいとしっかり伝えていただきたいので、よろしく申し上げます。

3番目のレセプト点検です。本当はデジタルを使って、業務改善とか早くできたりすると思うんです。これも声が上げられる場合があれば、ぜひとも声を上げていただいて、AIだとかいろいろ使って、デジタルでやればいいと思うんです。その辺を訴えていただきたい。

それから、AI、どんどん使ってやっていただきたい。それで最後にもう一回申し上げます。このデータヘルス計画、しっかり検証していただいて、時期計画にしっかりつないでいただくことをお願いしまして、質問を終わります。

以上です。

○香川良平委員長 本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

(午後5時8分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 香川 良平

民生常任委員 藤浦 雅彦